

## 規範・規範命題・規範的言明

酒匂, 一郎  
九州大学法学部助教授

<https://doi.org/10.15017/2007>

---

出版情報 : 法政研究. 61 (3/4上), pp.1-58, 1995-03-20. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

# 規範・規範命題・規範的言明

酒 匂 一 郎

はじめに

## 一 規範と指令

- (一) 規範文の形式的構造
- (二) 語用論的指令説と意味論的指令説

## 二 規範命題

- (一) 義務文と規範命題
- (二) 規範命題の意味論的構造

## 三 規範的言明

- (一) 規範的言明の語用論的構造
- (二) 法命題の真理性と根拠づけ

おわりに

## はじめに

規範をどう理解するかが法をどう理解するかという問題にとって重要な位置を占める問題のひとつであることはいうまでもない。たしかに、変動期にあるような社会あるいは今日のように変動が常態となつていようような社会においては、既存の一般的な法規範では社会の法的—実践的問題を適切に処理しえないということはある。しかし、普遍主義的—形式的なあるいは規制対象に事態的により適合的な実体的規範であれ、あるいは法的問題をめぐる争訟を適切に水路づける手続的規範であれ、一般的規範を一切もたないことは、時間節約や誤謬回避や労力節約といった実際的理由からしても、あるいはまた社会秩序の正統性をめぐる政治的・道徳的理由からしても、社会的コミュニケーションにとって多大な負担となるだろう。<sup>1</sup> また、個別の法的—実践的な問題を処理しようとする場合に、「何をなすべきか」という義務論的な問題に対して個別的規範の形で回答を与えることが、その他のたとえば目的論的な問題の立て方および回答の与え方とならんで、あるいはそれ以上に重要なひとつの方法としてその意義を失うことはないだろう。規範を社会的コミュニケーションの中にどのよう位置づけ、その中でどのようになっているかといった問題に答えていくためにも、規範そのものをどう理解するかという問題を扱うことは、迂遠なようであるが、なお意義を失わないと思われる。

しかし、法規範も含めた一般的なあるいは個別的な規範の概念をどのように理解するかについては、様々な観点からの議論が現代の法理論においても展開されている。たとえば、規範概念に妥当概念を含ませるかいないかという観点の相違がある。周知のように、ロスやケルゼンはそれぞれ異なった妥当概念（事実的妥当概念と規範的妥当概念）を

それぞれの規範概念に結合し、妥当するものだけを規範と呼んでいる。<sup>(2)</sup> こうした「妥当論的」規範概念に対して、規範をその妥当の問題からさしあたり切り離して、規範を規範文の意味と捉える「意味論的」規範概念が提唱されている。<sup>(3)</sup> また規範の機能という観点からみると、規範を何らかの命令や禁止や許可などの広い意味での「指令」を与えたり表現したりするものとみなす、「指令説」とも呼びうるような立場がある。「指令説」は、それ自体多様な仕方であつた多くの法理論において採用されており、たとえばケルゼンが規範を「他人の行態に向けられた意思作用の意味」であるとする場合や、ラズが規範の「命令説」の観点からその規範性を「人々の行動のガイドに資する」点にみている場合などがそうであるといえる。<sup>(4)</sup> これに対して、規範は何らかの事態（規範的事態）を「記述」するものとして捉えられる場合がある。<sup>(5)</sup> この「記述説」とも呼びうる見解は、規範を真か偽でありうる「命題」とみなす点で、「指令説」ときわだつた対照をみせる。さらに、言語理論的あるいは記号理論的観点からみれば、規範を規範文の意味論的側面においてみる場合と、その語用論的（とくに発話内行為的）側面においてみる場合とがありうる。

以上は、規範概念の理解に関わる様々な観点のうち本稿で議論の対象とするかぎりでのものであるが、これらの観点の間でも交錯があり、たとえば、「妥当論的」規範概念がとられる場合にも「意味論的」規範概念に当たるもの分析も与えられており、<sup>(6)</sup> また「指令説」にも語用論的な観点からのもあれば、意味論的な観点からのものもある。さらに、意味論的な「記述説」的規範理解を語用論的なレベルで捉え返すことも可能であろう。本稿は、これらの多様な観点からの規範理解に脈絡をつけ、多少とも統合的な規範理解を与えようとする試みのための覚書にすぎない。以下では、まず語用論的および意味論的な「指令説」を検討し（第一節）、次に意味論的な「記述説」における「命題」としての規範理解を考察した（第二節）後、「規範命題」をもう一度「規範的言明」という語用論的なレベルで捉え返し、同様に「規範的指令」や規範の妥当をもこのレベルに関係づける。その際、「規範命題」の真理性とその

## 確証に関する問題に触れる (第三節)。

- (1) ラスは一般的規範をもつことの実際的理由として、時間の節約と思わぬ誤謬を犯す危険の回避というミルの挙げているもの他、行為の理由をそのつと衡量する労力の節約を挙げている。J. Raz, *Practical Reason and Norms*, 1975, p.59ff. また現代においても法治国家理念がなお重要な意義をもちうるという議論については、たとえば、J. Habermas, *Faktizität und Geltung*, 1992, S.519-534.
- (2) ロスは「社会科学の観点からみると、規範はたんに言語的現象(指令(directive))という意味内容)としても、またたんに社会的事実としても定義されえない」として、双方を統合しつつ、「規範は、規範において表現されている行動類型が、一般に社会のメンバーによって従われており、彼らによって拘束力がある(妥当する)と感じられているという仕方、社会的事実に対応する指令である」と定義する。A. Ross, *Directives and Norms*, 1968, pp.78-93. また、後期ケルゼンは妥当概念における意思的指定性の契機を強調しつつ、規範の妥当を規範の存在と同一視し、「非妥当な(ungültig) 規範は存在しない」とする。H. Kelsen, *Allgemeine Theorie der Normen*, 1979, S.139. なお、後註(6)を参照。
- (3) 「妥当論的」および「意味論的」という用語については、R. Alexy, *Theory der Grundrechte*, 1986, S.47ff. 妥当の問題ともしあたり切り離して、意味論的規範概念を提唱するものとしては、他、本稿で触れる、O. Weinberger, J.-R. Sieckmann, H.-N. Castañeda, 井上達夫など。
- (4) たとえば、Kelsen, *Allgemeine Theorie der Normen*, S.1ff; Raz, *Concept of Legal System*, p.3 f., 121. その他、本稿で触れるかぎりでは、C.F. Alchourrón & E. Bulygin, O. Weinberger など。
- (5) 本稿で触れるかぎりでは、先のジークマン、カスターニエータと井上など。
- (6) たとえば、ロスやケルゼンもそれに当たるものの分析を与えているといえないわけではない。たとえば、Ross, *Directives and Norms*, pp.34-38; Kelsen, *Allgemeine Theorie der Normen*, S.44-48. ロスの場合、それは規範の意味論的概念の分析というよりは、事実的妥当と結びついて規範概念を構成しうる「指令的発話(directive speech)」の意味論的側面の分析であり、ロスはこの側面での指令の論理(「義務論理(deontic logic)」あるいはロスの好みの言い方では「指令論理(directive logic)」)を構想するのである。また、ケルゼンの場合、それは「存在に関する命題(Aussage)」と「当為に関する命題」(あるいは「当

為文 (Soll-satz)」の純粹に形式的な「叙法 (Modus)」としての「存在」と「當為」の差異、そしてこれら「叙法」と「叙法的に無記な基体 (modal indifferente Substrat)」からなるこれらの文の論理的な構造に触れるものであるにとどまる。なお、この点については Weinberger, Normentheorie als Grundlage der Jurisprudenz und Ethik, 1981, S.47ff.

## 一 規範と指令

規範が何であるかを理解しようとする試みとして、規範文の形式的な言語的構造、いわば形式的—統語論的とでもよびうるような構造<sup>①</sup>を分析する、様々な議論がある。それらの議論は、規範文のこの構造を平叙文の構造と比較するという議論の形態からして、多くの場合（必然的ではないが）、規範を指令として理解する立場を採る。本節は、それらの議論、そしてそれと結びついた語用論的および意味論的な規範の指令説を検討する。

### (一) 規範文の形式的構造

まず、そもそも規範文 (normative sentence) とみなされるのはどのような言語定式の文であるかが問題となるが、この問題そのものがすでに規範概念理解に深く関わっている。ここでは以下の議論に関わるかぎり、次の三つの形式的な文定式を区別しておこう。第一に、「〜べし」や「〜べからず」といった定式をもつ「當為文 (ought sentence)」を、もっとも典型的な規範文とみなすことについては異論はないだろう。第二に、「〜せよ」や「〜する

な「や」「〜してよい」などの定式をもつ文を「指令文 (prescriptive sentence)」と呼ぶとすれば、これらの文は規範の機能として通常言及される命令や禁止や許可などを与える性格をもっており、規範と深く関わっていることはいうまでもない。第三に、これらの指令文に対応して、「〜が命じられている」や「〜が禁じられている」や「〜が許されている」といった定式をもつ文は「義務文 (deontic sentence)」とも呼ばれており、こうした文も規範の説明に関連してしばしば言及されている。もちろん、日常言語や法律用語においては、これらの形式的な言語定式以外の様々な文定式によって、たとえば直接法の文によって、規範が与えられたり述べられたりしており、言語定式の考察から規範概念に関する理解が一義的に導出されるわけではない。とはいえ、規範と典型的に関わると考えられている言語定式を区別しておくことは、それらの言語定式と結びついた規範概念理解の分析のためにはなお有意義であろう。以下、本節では指令文と規範の関係、次節では義務文と規範の関係を主に検討することになる。もっとも典型的とみなされる当為文は規範文と同一とみなし、規範概念理解における被説明項として扱う。

さて、規範が何であるかを理解しようとする際によく採用される方法は、規範文と平叙文とを比較し、それらの共通する部分と相違する部分とを区別するというものである。たとえば、規範文「太郎はドアを閉めるべきである」と平叙文「太郎はドアを閉めている」とを比較すると、「太郎のドアを閉めること」はどちらにも共通である。相違する部分を明示化するために、「(太郎のドアを閉めること) そうあるべきだ」および「(太郎のドアを閉めること) そうである」と、それぞれ変形すれば、「そうあるべきだ」と「そうである」の部分が、相違する部分ということになる。これらの共通する部分と相違する部分は、それぞれ、たとえば「主題 (theme) ないし行為観念 (act-idea)」と「オペレータ (operator)」（ロス）、「叙法的に無記な基体 (modal indifferente Substanz)」と「叙法 (Modus)」(ケルゼン)、「文基 (Satzradikal)」と「オペレータ (Operator)」(ヴァインベルガー) 等と呼ばれて

いる。<sup>(3)</sup> これらは文をその使用とさしあたり切り離して捉える観点（意味論的観点）からのものであるが、文をその使用に関連づけて捉える観点（語用論的観点）からも類似の区別がなされる。そこでは二つの部分はたとえば、「フラステイク (phrastic)」と「ニューステイク (neustic)」(ヘアー)、「命題表示部分 (propositional indicator)」と「発話内的趣旨表示部分 (illocutionary force indicator)」(サール)等と呼ばれている。<sup>(4)</sup> いずれにしても、これらの相違する部分に着目して、規範文の意味は平叙文の意味と対比的に理解され、とくに、多くの場合、規範文はそのオペレータの性格上平叙文とは異なり、真でも偽でもありえない、つまり「真理値 (truth value, Wahrheitswert)」をもたない、とされることになる。

以上のような議論においても、オペレータを意味論的に捉えるかそれとも語用論的に捉えるかについては、論争がある。まず、この点に関するヘアーの語用論的な「指令主義 (prescriptivism)」に基づく規範理解とそれに対して向けられた批判を、簡単に振り返っておこう。

周知のように、ヘアーは直接法文と命令法文の形式的な構造分析によって、文を先に触れた「フラステイク」と「ニューステイク」の二つの部分からなると指摘する。ニューステイクは、フラステイクに対して文の使用者が「うなづくこと (nodding)」あるいは「署名すること (signing)」という語用論的な機能をもつ。<sup>(5)</sup> こうして、平叙文においては「断言すること」、評価文においては「推奨すること」、そして指令文においては「指令すること」が、これらの各文のニューステイクの機能であるということになる。そして、規範文（当為文）は記述的なあるいは情報的な機能ももっているが、しかし規範文の第一次的機能は、情報を伝えることではなく、指令したり、忠告したり、教えた<sup>(6)</sup>りすることである、とされる。

ヘアーのこの議論に対しては様々な批判が提起された。たとえば、ロス<sup>(7)</sup>は、ヘアーが文のオペレータ部分を意味論



的要素としてと同時に語用論的要素として捉えるという混同を犯している、と指摘する。ロスによれば、平叙文におけるオペレータは「主題」の「実在性」の「観念」を表示するだけであつて、それについて「うなづく」ことは語用論的な機能であり、この語用論的機能とオペレータの意味論的意味とは区別されねばならない。<sup>(7)</sup> 同様の批判をとくに評価語をめぐつて、サールも提起する。「よい」という語の意味を「推奨する」という発話内の趣旨に還元して説明するのは、「言語行為フアラシー」であるとされる。<sup>(8)</sup> さらに、こうした文の意味論的意味と語用論的趣旨との差異は、平叙文や評価文や規範文がたとえば条件節におかれたときに明らかになる。それらは条件節におかれれば、「断言する」とか「推奨する」とか「指令する」といった発話内の趣旨を失うからである。<sup>(9)</sup>

こうした批判を受けて、ヘアー自身も、ニューステイクを意味論的なものと語用論的なものにさらに区別し、後者についてののみ「ニューステイク」という語を用い、前者についてはあらたに「トロピック (tropic)」なる語(ギリシャ語の「叙法」に当たる語からの造語)を導入する。こうして、たとえば規範文が条件節におかれた場合の振る舞いを、「ニューステイク」は失うが、「トロピック」は存続する、という仕方の説明する。<sup>(10)</sup> しかし、ヘアーはなお、トロピックの意味は、ニューステイクの趣旨を言語使用において学ぶことによつてはじめて、理解されるのだとし、トロピックの意味をニューステイクに還元して説明する構えは変わっていない。<sup>(11)</sup> だが、いずれにせよ、文のオペレータをもつぱら語用論的に理解する説は撤回されているといえる。<sup>(12)</sup>

## (二) 語用論的指令説と意味論的指令説

規範的オペレータを語用論的に捉えるか意味論的に捉えるかについては、最近の法理論においてもなお論議されて

いる。ここでは、アルゼンチンの法哲学者アルクロン&ブリュジンとオーストリアの法哲学者ヴァインベルガーの論争を検討しよう。ヴァインベルガーとアルクロン&ブリュジンはともに規範を真でも偽でもありえない指令と捉えるが、オペレータの理解の差異に基づいて、前者はそれを意味論的に理解し、後者は語用論的に理解する。<sup>(13)</sup> アルクロン&ブリュジンによれば、前者のような規範概念は規範をひとつの命題であるかのように扱う「質料的 (hylletic)」概念であり、後者の規範概念は「行為命題 (act proposition)」（ヴァインベルガーの「文基」にあたる）とオペレータを区別し後者を語用論的機能の指標 (indicator) と捉える「表出的 (expressive)」な概念である。<sup>(14)</sup> 彼らのこの差異は「規範論理」あるいは「義務論理」をどのように理解し構想するかとの差異に及ぶ。

アルクロン&ブリュジンによれば、規範は規範的権威によって与えられる指令 (prescription) あるいは命令 (command) であり、このことは規範文のオペレータが語用論的な指標であることに現れる。したがって、規範に論理規則が適用可能であるとすれば、さしあたりはせいぜい、その行為命題の部分についてだけである。しかし、事実問題として、規範的権威は両立しない行為を指令することができるから、行為命題と規範的オペレータとの結合体としての規範そのもの間には論理規則は厳密には適用できない、とする。<sup>(15)</sup>

しかし、彼らによれば、規範的権威によって指令された規範に関するある種の文、すなわち「義務文 (deontic sentence)」についてはある種の論理体系が構想可能である。彼らにおいては、義務文は「ある規範的権威によって発せられた命令に照して、ある行為は義務的である（禁止されているあるいは許可されている）」という事実を記述するものであり、「規範命題 (norm proposition)」を述べるものである。<sup>(16)</sup> したがって、義務文あるいは規範命題は真か偽でありうるだけでなく、それらには論理規則や推論規則が成立することになる。このような論理は「義務論理 (deontic logic)」と呼ばれている。<sup>(17)</sup> なお、義務文および規範命題については次節で検討するが、さしあたりここで

の義務文がある行為を指令する指令者の指令行為に言及している点には注意しておかなければならない。

これによれば、論理操作の対象となる原子文は、「規範的権威 (x) によってある行為 (p) が命じられている (O)」 $(O_x p)$  という形式のものとなる。そして、 $O_x p$  が真であるのは、その権威によって指令された諸行為およびその実現のために論理的に必然的な諸行為の集合  $(Cn(A))$  に、p が要素として含まれるとき、かつそのときだけである、とされる。<sup>(18)</sup>ところが、権威 x は事実問題として p とその否定たる  $\sim p$  を命じることが可能であるから、つまり p も  $\sim p$  も  $Cn(A)$  に含まれうるから、 $O_x p$  と  $O_x \sim p$  はこの権威の規範体系においてはどちらも真であることになる。アルクロン & プリュジンの義務論理はこうした論理規則をも許容する。彼らによれば、行為 p の命令  $(\sim p)$  と p の否定たる行為の命令  $(\sim \sim p)$  が両立不可能とみなされるのは、論理規則によってではなく、規範的権威がそれらとともに指令することがその規制意図からみて不合理であるからにほかならない。<sup>(19)</sup>したがって、規範の論理とは「合理的立法」の論理であり、厳密な意味での論理ではない。それは規範命題の論理の反映にすぎない、<sup>(20)</sup>というわけである。

以上のようなアルクロン & プリュジンの規範概念が後期ケルゼンの意思主義的規範概念に近いことは明らかである。「意欲なくして規範なし」という立場を徹底させる後期ケルゼンにおいても、規範は権威的意思作用によって始めて指定されるのであり、それゆえ真か偽でありえないだけでなく、それらの間には厳密な論理的関係は成立しえないとみなされる。これに対し、ヴァインベルガーは、後期ケルゼンの過度の意思主義を批判し、意味論的な規範概念とそれに基づく「規範論理 (Normenlogik)」を構想する。<sup>(21)</sup>

ヴァインベルガーによれば、とりわけ後期ケルゼンの徹底した意思主義においては、規範はそれがその意味であるところの意思作用と不可分とされ、この作用に固着したものと捉えられている（「行為固着的 (act-bound)」な規

範概念と呼ばれている<sup>(22)</sup>。しかし、意味としての規範はその意思作用から分離して、「伝達内容 (Kommunikat)」あるいは間主観的な「イデアールな存在者 (Idealentität)」として自立するものでなければ、規範的コミュニケーションにおいて伝達され、名宛人に理解されることはできない。のみならず、後期ケルゼンの行為固着的な規範概念では、規範が意思作用を越えて持続的に存立するという事態すら説明できないことになる<sup>(23)</sup>。

もちろん、後期ケルゼンも、規範を意思作用から分離されえずそれに固着した意味としてではなく、意思作用によって生み出される意味として捉えている。とはいえ、たとえば、ケルゼンにおける規範的三段論法の否定はヴァインベルガーが指摘するのと似た奇妙な帰結を導くことになる<sup>(24)</sup>。すなわち、ある妥当する規範（「約束は守るべし」）とそれに対応する事実（「AはBにある約束をした」）が存在するとしても、そこから帰結する個別的規範（「Aはその約束を守るべし」）は、この個別的規範そのものを意欲する意思作用なしには、妥当する規範ではない、というより（ケルゼンにおいては規範概念と妥当概念は結びつけられているから）そもそも規範ではない、ということになるのである。したがって、後期ケルゼンにおいては、一般規範と個別規範との間には（総じて規範と規範の間には）ロジカル・ギャップがあり、このギャップはそれぞれの規範はそれぞれ意思作用の意味として定立されねばならず、かつ意思作用相互の間には論理的関係はないからである。もちろん、後期ケルゼンにおいても、規範の妥当の根拠づけに関する理論的三段論法は成立するが、妥当の根拠づけはすでにレアールな意思作用によって措定された規範についてのみなされるにすぎず、意思的措定と理論的根拠づけとは前者が後者に優先する構造になっているのである<sup>(25)</sup>。このかぎりでは、後期ケルゼンの規範概念はやはり「指令行為固着的」といわざるをえないであろう。

以上のような難点をかかえる意思主義的な語用論的規範概念を批判して、ヴァインベルガーは規範を規範文の意味と捉え、したがって「規範的オペレータ」も意味論的に理解し、「文基」と「規範的オペレータ」からなる統語論的

構造体としての規範文の意味としての規範を規範論理的操作の対象とみなすことになる。とはいえ、ヴァインベルガーの場合も、規範文の意味と平叙文の意味の間には「認識理論的な差異」が想定され、しかもこの差異は、平叙文の機能が事態の叙述のための道具であるのに対して、規範文も含めた実践的文の機能は何らかの態度を表現することにあるという仕方、それらの文の使用における語用論的機能から説明されている。<sup>(26)</sup>これは、ちょうどヘアーが意味論的なトピックを語用論的なニューステイクによって説明するのと同様の議論だといえる。それゆえ、規範は意味論的に捉えられるとはいえず、依然として（意味論的な意味での）「指令」であり、真でも偽でもありえないとされる。この場合、そのように真でも偽でもありえない規範の間に論理的関係を認めなければならなくなる。彼によれば、そのような真でも偽でもありえない規範の間に論理的関係を認める（こうしていわゆる「イェルゲンセンのジレンマ」を引き受けてそれを解く）ためには、真理概念を拡張するか、あるいは推論概念を拡張するかのいずれかなく、ヴァインベルガーは後者の道を選択するわけである。<sup>(27)</sup>

したがって、ヴァインベルガーにおいては、諸規範は、それがレアルな意思作用において意欲されたかいなかにさしあたり依存しない仕方、ひとつの論理的世界を構成するのだといえる。この論理的世界は通常の命題論理の世界とはいうまでもなく異なっている。まず、命題論理において個々の命題に帰せられる真理値は、規範論理における個々の規範には帰せられえない。ヴァインベルガーにおいては規範の意味論値は妥当／非妥当として構成されているが、ここでの妥当がレアルな妥当を意味するのでないことはいうまでもない。<sup>(28)</sup>次に、ヴァインベルガーは規範的オペレータを「当為オペレータないし義務オペレータ」(I)と「許容オペレータ」(P)にさらに区別するが、いずれにせよ、規範は規範的オペレータを含むから、規範間の関係には命題論理における真理関数は直接適用できない。何よりもこの点で命題論理とは独立の規範論理の特性が現れることになる。たとえば、「pたるべし」(Ip)と「pたら

ざるべし」( $\sim p$ )は両立しえないが、「pでよい」( $Pp$ )と「pでなくてよい」( $P\sim p$ )は両立しうる。また、「pかつqたるべし」( $(p \wedge q)$ )から「pたるべし」( $p$ )と「qたるべし」( $q$ )は帰結しないなど。<sup>(29)</sup>

ヴァインベルガーにおいては、こうした規範論理の規則はある程度規範の「制度的妥当性」を拘束する。たとえば、制度的に妥当する規範からの規範論理的に必然的な帰結は制度的に妥当し、同様に制度的に妥当する規範と真なる事実認定とからえられる規範論理的帰結（個別的規範）も制度的に妥当し、また授權規範とそれに対応する規範制定行為とから帰結するその規範制定行為の規範的内容は制度的に妥当する、とされる。<sup>(30)</sup> これらにおける規範論理的帰結は、それ自体がレアルな意思作用の意味ではなくても、規範として制度的妥当性をもつ、ということであろう。

こうした議論が後期ケルゼンの徹底した意思主義のもつ奇妙な帰結を排除するものであることは疑いない。とはいえ、ヴァインベルガーにおいても、規範論理は立法者（あるいは規範指定者）のレアルな意思作用を、したがって規範の制度的妥当性を完全に拘束するわけではもちろんない。たとえば、立法者が両立しない指令を発することを実際に妨げるものではなく、矛盾するレアルな指令も直ちに妥当を失うわけではない。それはアルクロン&ブリュジンがいうように、ある意味で立法者の合理性の問題である。それでもなおヴァインベルガーによれば、意思作用から分離されうる意味としての規範に関する論理は無意味であるわけではない。「矛盾する指令を発する立法者を不合理とみなすことを正当化するのには、それらの指令の意味が規範論理的に矛盾しているという事実によってのみである」<sup>(31)</sup>からである、というわけである。

さて、本稿の直接的な関心は、これらの規範論理ないし義務論理の構想にではなく、<sup>(32)</sup>その基礎となる指令説的な規範概念理解にある。アルクロン&ブリュジンの語用論的理解においては、規範が指令者による指令行為の産物であることが、規範概念に不可分に結びついたものとして捉えられる。もちろん規範は個々の指令行為のそのつどの語用論

的趣旨と同一視されるわけではないが、それと不可分とされるかぎりで、語用論的指令説は「指令行為固着的」とみなしうるだろう。このことは、彼らにおいて規範に関する文とされている「義務文」が指令者の指令行為に言及するものとして規定されていることに現れている。しかし、ヴァインベルガーがいうように、規範の生成は指令者の指令行為に依存するとしても、それによって措定される規範が名宛人において理解されるためには、それは指令者の指令行為から独立したイデオールな意味となるのでなければならぬであろう。また指令行為固着的な規範理解では、指令者の指令行為を度外視しても規範について語りうる場合があることを適切に説明できないであろう。このように理解するならば、そうした規範に関する文とみなされている「義務文」もかならずしも指令者の指令行為に言及するものでなければならぬわけではない。

のみならず、そのような規範を措定する指令行為がまさに規範を措定する行為であるとすれば、それは端的に指令を与える行為とは区別されねばならないだろう。後期ケルゼンの意思主義においては強調点が移されたとはいえ、なおケルゼンがいうように、意思作用の意味が規範であるためには、その意味はたんに主観的なものではなく、客観的なものでなければならず、そのためにはその意思作用そのものが少なくとも授權されたものでなければならぬ。アルクロン&ブリュジンにおいても、規範を措定する指令者は規範的権威を有しているが、このかぎりでは、その指令行為はたんに指令ではなく、いわば「規範的指令」とも呼びうるものである。ところが、彼らにおいては、規範文のオペレータを語用論的に理解する際、その語用論的趣旨からは、規範を措定する行為がたんなる指令行為ではないという経緯が消滅しているのである。規範的指令が端的な指令から区別されうるとすれば、その規範措定的な発話の発話内的趣旨にも、そのことが何らかのかたちで反映するはずであろう。

他方、ヴァインベルガーは規範を規範文の意味と捉える意味論的理解においてこうした「行為固着的な」語用論的

指令説の難点を免れているが、なお規範の意味は規範の指令としての機能からして理解されている。この場合にも、規範の機能としての指令が端的な指令としてしか理解されていないことの現れがあるように思われる。すでに触れたように、「約束は守るべし」という規範が妥当しているとして、xがある人にある約束をしたとすれば、この状況では、「xはその約束を守るべし」という個別的な規範が妥当するものと解されうる。後期ケルゼンの意思主義をしりぞけるヴァインベルガーの議論は、このような規範的推論の帰結（個別的規範）の規範性を規範論理的に基礎づけようとしたものともみることができるとは思われる。しかしながら、その個別的規範がそのような規範論理的推論の帰結でありうるということの規範概念理解についての理論的含みが、ヴァインベルガーの意味論的指令説においては十分に把握されているとはいえない。右の個別的規範のように、規範が可能な規範論理的推論の帰結として位置づけられるとすれば、その規範が述べているのは、そのような規範論理的な文脈抜きにでも理解できる「x、その約束を守れ」という端的に指令的な意味ではなく、そのような文脈においてxはその約束を守るべきであるというような状況ないし事態である、というべきであろう。規範を端的に指令として解釈するならば、規範がそのような可能な規範論理的な文脈に關係づけられるという背景的事情は捨象されてしまうのである。「xはその約束を守るべし」という当為文はそのような背景を残していると考えられ、少なくともこの点でそれは「x、その約束を守れ」という指令文とは異なっている。この差異の説明をヴァインベルガーの規範理論は与えているとはいえない。こうして、指令説を離れて、規範と指令とのこの差異を説明するような規範理論に向かわなければならぬ。

(1) 「統語論 (syntax)」「意味論 (semantics)」「語用論 (pragmatics)」といった記号論上の概念については、Ch. W. Morris, *Foundation of the Theory of Signs*, 1938 (内田種臣訳『記号理論の基礎』) 参照。統語論は「対象や解釈者と記号の關係を



離れて、記号どうしの統語論的關係を研究する」ものであり、たとえば文の形成規則や変形規則などの統語論的規則を扱うものである。「統語論的構造」というのは統語論的な言語構造であり、これに「形式的」と付したのは平叙文と規範文の形式的な言語構造だけがさしあたり問題となるからである。なお、モリスによれば、意味論は「記号とその指示対象、それから実際に明示されたりあるいは暗示されうる諸対象との関係」したがって「どんな条件のもとで記号が対象や状況に適用可能かということを決める」意味論的規則を扱うものであり、語用論は「記号過程の生物的側面つまり記号の働きに伴って生じる心理学的、生物学的、社会学的現象のすべて」を扱うもので、記号過程の語用論的次元においては、統語論的規則に対応する「約定」や意味論的規則に対応する「習慣」が分析される。本稿では「意味論的」というのは、モリスのいうような記号と対象との関係についてだけでなく、「妥当論的」に対比して規範を文の意味と捉える考え方についても用いている。また、「語用論」は、J.L. Austin と J.R. Searle の言語行為論 (speech acts theory) を重ねる仕方でも理解している。とくに「語用論」というのは、オースティンの「発話内行為 (illocutionary act)」と「発話媒介行為 (perlocutionary act)」の次元に関わるものを指している。

(2) 「義務文 (deontic sentence)」と云ふ用語については本稿で言及するつもりでは、たとえば G.H.v. Wright, Norm and Action, 1963, p.viii; H.-N. Castañeda, The Paradoxes of Deontic Logic, in: New Studies in Deontic Logic, 1981, p.40ff; C.E. Alchourrón & E. Buljgin, Pragmatic Foundation for a Logic of Norms, in: Rechtstheorie 15, 1984, S.453; J.-R. Sieckmann, Regelmolelle und Prinzipienmolelle des Rechtssysteme, 1990, S.28f. など、「義務文」の理解についてはこれらの論者がおそらく異なるであろう。なお、「deontic」は「義務論的」と訳すほうがよい場合もあるが、便宜のために、本稿では一括して「義務 (的)」と記しておく。

(3) A. Ross, Directives and Norms, p.34; H. Kelsen, Allgemeine Theorie der Normen, S.44ff; O. Weinberger, Rechtslogik, 2. Aufl., 1989, S.228. など、カントの「文法 (Satzradical)」と云ふ用語は、L. Wittgenstein, Philosophische Untersuchungen, in: Werkausgabe (Suhrkamp), Bd. 1, 1989, S.249 に由来するものと思われる。

(4) R.M. Hare, The Language of Morals, 1952, p.18 (小泉・大久保訳『道徳の言語』二五頁); J.R. Searle, Speech Acts, 1969, p.30 (坂本・土屋訳『言語行為』五二頁)。

(5) Hare, op. cit., pp.18-19 (『道徳の言語』二五―二六頁)。

(6) Hare, op. cit., pp.155-160 (『道徳の言語』二〇五―二二二頁)。

- (7) Ross, op. cit., pp.17-18.
- (8) Searle, op. cit., pp.136-141 (『言語行為』一四三—一五〇頁).
- (9) Cf. Hare, *Meaning and Speech Act*, in: *Practical Inferences*, 1971, pp.74-89. これらの文は条件節におかれた場合だけでなく、否定文や疑問文に変形された場合でも、語用論的趣旨を失う。なお、これらの批判について簡潔に紹介するものとして、井上達夫「規範と法命題 (二)」国家学会雑誌第九九巻第五・六号八二—八八頁参照。
- (10) Hare, *Meaning and Speech Act*, pp.89-93.
- (11) Cf. Hare, *Austin's Distinction between Locutionary and Illocutionary Acts*, in: *Practical Inference*, pp.100-114.
- (12) なお、発話の叙法と用法の間には「規約」はないという見解について、D. Davidson, *Moods and Performances*, in: *Inquiries into Truth and Interpretation*, 1984, pp.109-121 (野本・植木・金子・高橋訳『真理と解釈』九八—一二〇頁)、参照。自然言語の真理条件的意味論を構築しようとしているデイヴィドソンは、直接法以外の叙法の文について興味深い意味論を提案している。彼によれば、直接法以外の文あるいはその発話は、直接法的部分あるいはその発話と、「叙法指定子 (mood-setter)」あるいはその発話という、二つの部分からなり(もっとも「叙法指定子」もその発話も統語論的には表層に現れるとはかぎらない)、それぞれの真理条件を特定することによって、そうした文あるいは発話の意味論が与えられる、とす。たとえば、「帽子を被りなさい」という命令法文の発話は、「次に述べる私の発話は命令法の力「趣旨」をもつ」という叙法指定子の発話と「あなたは帽子を被ることになるでしょう」という直接法文の発話とに分析でき、叙法指定子の真理条件はたとえば「叙法指定子が真となるのは、その後にくく直接法文の発話がその叙法指定子の指定する叙法の力「趣旨」をもつときかつそのときだけである」といった仕方与えられる。こうして、これら二つの部分あるいはその発話は各々真理条件を与えられ、したがってそれぞれ真理値をもちうるが、デイヴィドソンによれば、これら二つの部分は連言の関係にないから、これら二つの部分からなる総体は真理値をもちえない、ということになる。この見解について二点だけ触れておけば、まず、デイヴィドソンは叙法と用法との間に規約関係はないというテーゼにおいて同時に「言語的意味の自律性」を主張しているのであり、それゆえ、たとえば命令法文の発話はそれだけでその言語的意味からしてある発話内の趣旨をもつことを語っている、しかしそれはそのような趣旨を伴った行為を行っているわけではない、とするのである。したがって、この意味では叙法はむしろ用法をいわば示唆するのだということになるだろう。第二に、デイヴィドソンは直接法以外の文の発話は総体としては真理値をもたないとするが、評価文については総体的な真理条件を認めている。たとえば『バルドールはよい』が真であるのは、

バルドールはよいときかつそのときだけである」も認められようとする。Cf. op. cit., p.31 (『真理と解釈』二二—二二頁)。デイヴィッドソンが触れていない当為文の場合が本稿での問題である。なおまた、デイヴィッドソンは発話内行為の確定についても規約は存在しないとしているようである。Cf. op. cit., pp.265-280 (『真理と解釈』二九七—三二〇頁)。しかし、これも一般に自然言語においてはある文の発話が規約的に発話内行為と結びついているという事との否定であり、一定の制度的文脈におけるある種の文の発話が同時にある種の発話内行為を遂行することになる場合があるということまで否定するものではないと思われる。

- (13) O. Weinberger, On the Meaning of Norm Sentences, Normative Inconsistency, and Normative Entailment, in: *Rechtstheorie* 15, S.471f; ders, *Rechtstheorie*, S.55f; C.E. Alchourrón & E. Burygin, The Expressive Conception of Norms, in: *New Studies of Deontic Logic*, pp.95-100; do., Pragmatic Foundation for a Logic of Norms, in: *Rechtstheorie* 15, S.453-455.
- (14) Alchourrón & Burygin, The Expressive Conception of Norms, pp.95-100; do., Pragmatic Foundation for a Logic of Norms, S.453-455. なお、彼らによれば、「表出的」立場にたっているといえるのは、ベンサム、J・オースティン、ケルゼン、ロス、ハアー、イェルゲンセン、モーリッツ、ハンソン、アクイスト、ラス、クッチェラらであり、「質料的」立場にたつ数少ない論者の代表は、カリノフスキ、そしてヴァインベルガーである。また、後で触れるカस्ताニエータについては、「質料的」立場に立っているようだが、カस्ताニエータが分析しているのは規範ではなく、「規範命題」であるから、規範概念についてどちらの立場に立つのか明確でないとする。Do., The Expressive Conception of Norms, p.121. この点については、第二節註(18)参照。
- (15) Alchourrón & Burygin, Pragmatic Foundation for a Logic of Norms, S.457.
- (16) Alchourrón & Burygin, op. cit., S.453, 455.
- (17) 「義務論理」としてはフクン・マリントの著を参照。Cf. Alchourrón & Burygin, The Expressive Conception of Norms, p.120.
- (18) Alchourrón & Burygin, Pragmatic Foundation for a Logic of Norms, S.456. それゆえ、彼らにおいても、すべての個々の規範がそれに対応するレールな指令行為によって定立されねばならないわけではない。ある指令を実現するために「論理的に必要な」すべての行為をなすことは、それらの行為について個々に指令がなくても命じられていることになる。
- (19) Alchourrón & Burygin, op. cit., S.457f.

- (20) Alchourrón & Burygin, op. cit., S.463.
- (21) O. Weinberger, *Rechtslogik*, S.40-68, 218-277. 「規範論理」としてはロスの「指令論理 (directive logic)」に近い。なお、後出註(28)参照。
- (22) Weinberger, *On the Meaning of Norm Sentences, Normative Inconsistency, and Normative Entailment*, S.471.
- (23) Weinberger, *Normentheorie als Grundlage der Jurisprudenz und Ethik*, 1981, S.35-65. ヴァインベルガーによれば、このような規範概念においては規範間には論理規則や推論規則は適用できず、規範間の矛盾といった観念は存立しえなくなり、規範についての「非合理主義」を帰結する。Vgl. Weinberger, op. cit., S.89-114.
- (24) Vgl. H. Kelsen, *Allgemeine Theorie der Normen*, S.203-207.
- (25) こうした意思主義の徹底は「根本規範」概念を不要にするはずだという点について、cf. Ross, *Directives and Norms*, pp. 156-158. たしかに、「根本規範」は規範の根拠づけ(下位規範の上位規範への認識的適合性)の要請が擬制せざるをえないものであるとすれば、意思主義の徹底はこの要請を不要とすることになるだろう。それは規範的妥当概念の放棄を意味することにもなるだろう。さらに、授権連関(これは根拠づけの問題である)の概念によって構想された「段階構造論」も原理的には瓦解せざるをえないだろう。現実の法体系は制度的に段階構造をもつが、少なくとも原理的な基礎はもたない端的にコンテンツメントな事態と解されねばならないことになる。ケルゼンはもちろんこうした帰結にまでいたっていないわけではないが、意思主義の徹底はケルゼン法理論の基本構造のこうした解体へのプロセスのうちにあるといわなければならない。
- (26) Weinberger, *Rechtslogik*, S.52.
- (27) Weinberger, *On the Meaning of Norm Sentences, Normative Inconsistency, and Normative Entailment*, S.469f.
- (28) Vgl. Weinberger, *Rechtslogik*, 234f. なお、ロスとフォン・ウリクトのように規範論理の値表に現れる妥当概念を心理学的に解釈する見解をしりぞけ、規範論理の原理を「指令的発話が人間行動を指令する機能を果しうるために満たさねばならない条件」と捉え、この点で見解の類似するヴァインベルガーを支持している。Ross, *Directives and Norms*, pp.177-178. したがって、規範論理において問題となる「妥当」概念はレアルなあるいは制度的な妥当とは異なる。しかしロスはさらに、規範論理における妥当概念と命題論理における真理概念とをパラレルに捉えることには反対する。彼においては命題論理の原理も「叙示的発話が世界を記述したり事実を陳述したりする機能を果たしうるために満たさねばならない条件」であるが、他方命題の真理はその命題が「独白において (soliloquy) 真として受容されるか偽として拒絶されるか」と、あるいはそ

の命題を真あるいは偽として主張することと結びついている。ところが、命題論理においてある命題を指定することはそのような主張を伴うわけではないから、命題論理においても命題に付与される値は「真」あるいは「偽」という値ではなく、規範論理における妥当と同様の「妥当」値であるとするのである。Ross, op. cit., pp.178-182.

(29) Weinberger, Rechtslogik, S.236, S.248ff. 前者は規範論理においては「外的否定」と「内的否定」が同一とはかぎらず、ある許可とその内的否定とは矛盾しないことを示している。たとえば「家にいることが許されている」と「家にいないことが許されている」は矛盾するわけではない。また、後者は命題論理における「分離則」が規範論理においてはかならずしも妥当しないことを示している。たとえば、「窓を閉めてピアノを弾け」という命令は、「窓を閉めよ」と「ピアノを弾け」という別個の命令のたんなる連言を意味するとはかぎらない、というわけである。

(30) Weinberger, op. cit., S.261.

(31) Weinberger, On the Meaning of Norm Sentences, Normative Inconsistency, and Normative Entailment, S.475. なお、こうした両立しえない指令の共存の問題が、「後法 (lex posterior)」や「特別法 (lex specialis)」や「上位法 (lex superior)」などの原理によって、制度的に解決されることはいままでもない。Cf. Ross, p.153. しかし、この問題は原理的には「理性」と「意思」との関係をどのように捉えるかの問題と密接に関連しているだろう。たとえば、ケルゼンにおいては「理性」と「意思」は明確に区別分離されるがゆえに、それらを架橋する原理がなく、意思主義が徹底されるならば当然「理性」は後退せざるをえないことになるのである。

(32) これらの規範論理あるいは義務論理の構想の差異は、消極的および積極的な許可の扱い方、またケルゼンのいわゆる「廃効 (delogation)」の扱い方の差異にも及ぶが、ここでは立ち入らない。

## 二 規範命題

前節では、規範を意味論的にであれ語用論的にであれ基本的に指令とみなす見解を検討してきた。しかし、同じ規

規範が指令という語用論的趣旨とは別の趣旨に用いられ、したがってその意味も指令とは別の意味をもつ場合があることは、規範を基本的に指令とみなす見解においても、知られていないわけではもちろんない。これらの場合には、規範文はある事態を記述する趣旨で用いられ、したがってその意味も一種の命題として理解される。規範の指令説においては多くの場合、このある事態を表現する命題であるという側面には第二次的な位置しか与えられないが、逆にむしろこの側面にこそ規範の規範としての特有の性格をみる記述説的規範理論も可能である。本節ではこの経緯を概観した後、このような観点から規範の形式的—意味論的構造を分析する議論に触れる。

### (一) 義務文と規範命題

周知のように、フォン・ウリクトは同一の規範文（ウリクトの言葉では義務文）が二つの異なる趣旨において使用されうること、つまり「あるときには、ある指令を宣言する（すなわちある特定の行為を命令したり禁止したり許可したりする）ために使用され、またあるときには、ある特定の行為を命令したり禁止したり許可したりする指令が存在するという意味の命題を表現するために使用される」ことを指摘している。たとえば、私がある人に「あなたは私の家の前に駐車してよい」という場合、この発話によって私はその人に駐車許可を与えている場合もあれば、またその人に駐車を許可する指令が存在することを告げている場合もある。前者の場合、規範文は指令文の意味をもつが、後者の場合、規範文はそのような指令の存在を述べる命題を意味するというわけである。ウリクトはこのような命題を「規範命題 (norm proposition)」と呼んでいる<sup>(1)</sup>。このかぎりでは、規範文はさしあたり「 $\sim$ が命じられている（あるいは禁じられている、あるいは許されている）」といった形式の義務文であるといえる。その後、このよう

な「規範命題」の観念は、先のアルクロン&ブリュジンを含め様々な論者によって議論されているが、イタリアの法哲学者マツアレーゼによれば、「義務文 (deontic sentence)」、「規範的命題 (normative proposition)」、「規範に関する事実的言明 (factual statement about a norm)」、「規範的言明 (normative statement)」、「義務的言明 (deontic statement)」などとも呼ばれている。<sup>(2)</sup> いずれの場合でも、指令文とは区別された義務文が問題となっていないといえる。

しかし、これらの名称で呼ばれている命題ないし言明には区別を必要とするものがある。まず、前節で触れたように、義務文についても指令者の指令行為に言及するものとし、ないものが区別されなければならないだろう。たしかに「命じられている」等の形式の義務文は対応する命令行為を想起させるが、その命令行為に明示的に言及しなくとも理解されうるからである。しかしここでより重要なのはもうひとつの区別である。たとえば、マツアレーゼによれば、規範命題は通常「ある所与の規範が妥当するという意味の命題」あるいは「妥当する規範を記述する命題」として定義されているが、これは「ある規範定式が規範である」という言明 (「解釈的言明 (interpretive statement)」) と「その規範が妥当する」という言明 (「妥当性言明 (validity statement)」) との「隠れた連言」である。<sup>(3)</sup> つまり、それはある規範を記述しかつその規範が妥当すると述べるという二重構造をもっているというわけである。たしかにウリクトの場合でも、「規範命題」は規範と理解された指令を記述しかつそれが存在するという二重構造をもっているといえる。また前節で触れたアルクロン&ブリュジンの「規範命題」も、規範的権威の指令行為に言及するだけでなく、その指令行為によって定立された指令としての規範に言及し、それがその指令行為によって存在している、と述べる構造をもっていると解することができる。しかし、これら二つの言明は「規範命題」等の名称でよばれる命題ないし言明において連言の形態をとっているだけではなく、それらの名称で呼ばれているものにおいてもこれら二つ

の言明ないし命題が区別されている場合がある。たとえば、ウリクトは指令ないし規範の存在を述べる「規範命題」とは別に、「あることがなされるべきである、あるいはなされるべきでない、あるいはなされてよい、という意味の言明」に触れて、これを「規範的言明 (normative statement)」と呼んでいる。しかもウリクトによれば、この言明は真か偽である「厳密な意味での言明」である。そして、「規範的言明」と「規範命題」の関係は、「規範的言明の真理根拠は規範の存在」であり、この規範の存在について述べる命題が「規範命題」である、という関係なのである。<sup>(4)</sup> それゆえ、これら二つの関係は、マツアレーゼの「解釈的言明」と「妥当性言明」との関係に当たるといえるだろう。

以上のような二つの命題ないし言明の区別（ウリクトの表現を借りれば「規範的言明」と「規範命題」の区別）は、次のようなことを意味するであろう。第一に、これら二つはともに「義務文」の二つの解釈あるいは理解であるということである。「あることが命じられている、あるいは禁じられている、あるいは許されている」という義務文は、一方では規範を記述するものとして理解されるとともに、他方ではそのような規範が存在するあるいは妥当すると述べるものとして理解されうる。第二に、規範を記述する「規範的言明」は真か偽でありうる言明であり、したがって指令を与えるものではないが、他方何らかの経験的事実を述べるものでもないということである。それは「あることが命じられている」あるいは「あることがなされるべきである」「あるいは「あることが当為とされている」といった何らかの規範的事態を述べているのである。しかも、「規範的言明」は、ウリクトの規定から明らかのように、当為文としての規範文についての解釈あるいは理解でもありうる。これによれば、規範文は指令文とは区別されて右のような意味での義務文として解釈されうるわけである。しかし第三に、このように理解された規範文あるいは義務文は、規範の妥当（あるいは存在）について述べる「規範命題」からは区別されなければならないということである。



ある。義務文として理解された文「 $x$ はゆすべきである」と規範の妥当（あるいは存在）を述べる文「 $x$ はゆべきである」という規範が妥当する（存在する）」とを同一視するとき、義務文としての規範文において記述される規範をつねに妥当概念（あるいは存在概念）と結合したものととして理解する「妥当論的」規範概念が帰結することになる。しかし、これら二つの文は区別されうるとすれば、それらを直ちに同一視することはしりぞけられなければならない。すでにこうした「妥当論的」規範概念に対しては、たとえば「この規範はまだあるいはもはや妥当しない」といった正当な発話ができないことになるか、あるいは義務文としての規範文はそれが記述する規範が存在するのしなければそもそも字義通りの意味をもたないことになるといった批判が提起されているが、右の検討からしてもこの批判の正当性は否定できないであろう。

以上のようにみると、規範を義務文としての規範文の意味と捉え、ある規範的事態としての規範を記述する真か偽でありうる命題ないし言明として理解する、「意味論的」規範概念理解の観点がみえてくる。以下では、ウリクトの「規範的言明」をむしろ「規範命題」と呼び、規範の妥当あるいは存在についての命題を「規範妥当命題」あるいは「規範存在命題」と呼ぶことにする。義務文として理解された規範文の意味を「命題」とみなす観点からは、これを「規範命題」と呼ぶほうが適切だろうからである。なお、「規範的言明」という言葉は本稿では第三節で別の意味に用いる。

さて、規範を義務文としての規範文の意味と捉え、ある規範的事態としての規範を記述する真か偽でありうる命題として理解するならば、規範文と陳述文との相違ではなく、むしろ類似が強調され、フレーゲ以来の陳述文についての「意味論」が規範文についても適用されうることになる。さしあたりフレーゲ初期ヴィトゲンシュタイン的な意味論によれば、陳述文は、一方で「意義 (Sinn)」(今日では通常「意味」と呼ばれているから以下ではこれにした

がう)をもつが、それはその文が命題として描写する「可能的事態 (mögliche Sachverhalt)」であり、したがってその文の「真理条件 (Wahrheitsbedingung)」である。他方で陳述文は、その「可能的事態」の「存立／非存立 (Bestehen und Nichtbestehen)」に依りて、あるいはその「真理条件」が満たされるかいなかに依りて、あるいは存立する事態である「事実 (Tatsache)」を記述しているかいなかに依りて、真か偽である（あるいは「真理値」をもつ<sup>6)</sup>。こうしたフレーゲ―初期ヴィトゲンシュタインの意味論における文の意味の「真理条件説」および真理の「対応説 (correspondence theory of truth)」<sup>7)</sup> またフレーゲにおける実在論的傾向、初期ヴィトゲンシュタインにおける真理の「事実」対応説については、その後様々な議論がなされているが、<sup>8)</sup> 「事実」の言語負荷性を前提し、「事実」概念について物理主義的な想定をおかないならば、この意味論は規範文にも適用可能とみなされることになるのである。

たとえば、ジークマンによれば、規範は規範文の意味 (Bedeutung) であり、規範文は「可能的事態 (möglicher normativer Sachverhalt)」を定式化するものである。ジークマン自身はこの規範文の意味について命題という言葉を用いていないが、本稿での用語では、この意味は「規範命題」に当たると考えてよい。彼は明示的に、規範文を先に述べた意味での義務文と同一視し、そしてそのような規範文あるいは義務文の意味を規範と理解しているのである。それゆえ、ジークマンはここでの「規範命題」をこそ「規範」と呼んでいるわけである。他方、規範文が定式化する可能な規範的事態の存立（現実的な規範的事態、「規範的事実 (normative Tatsache)」はその規範の「妥当」と呼ばれ、この意味で規範が妥当するとき、それを定式化する規範文（あるいは規範命題）は真である、とされる。この意味で、規範文は真理値をもつとされているわけである。さらに彼は、そのような規範の妥当を主張する言明を「規範的言明 (normative Aussage)」と呼んでいるが、規範とこの規範的言明とは明確に区別して

いる（「規範的言明」については次節で触れる）。

このような観点からすれば、可能的な規範的事態を表現する命題としての規範こそが規範であり、規範概念は語用論的な趣旨としての「指令」とは区別され、そして命題としての規範はその表現する可能な規範的事態の存立如何によつて真か偽でありうる、つまり「真理値」をもつことになる。しかしジークマンにおいては、規範は意味論的な意味としての「指令」とどのように区別されまた関連させられるのか、また可能な「規範的事態」とはどのような意味論的構造をもつのが、明らかにされていない。この点について、カスタニエーダの規範理論を手がかりに検討してみよう。

## （二）規範命題の意味論的構造

カスタニエーダにおいても、規範 (norm, normative) は義務文によつて典型的に言語定式を与えられるような「思考内容 (thought content)」としての命題（「義務命題 (deontic proposition)」）として理解されている。たとえば、「 $x$ は $A$ すべきである」は「 $x$ は $A$ することを要求されている（命じられている）」に換言され、真か偽でありうる「義務判断 (deontic judgment)」を表現するものとされている<sup>(10)</sup>。他方、「指令 (mandate)」は広く命令や要請や助言などを指すが、これも、文やそのたんなる意味などではなく、「何をなすべきか」という可能な問に対する可能な答であるような「抽象的存在者 (abstract entity)」である<sup>(11)</sup>。カスタニエーダにおいては、規範はこの指令との区別とそれらの間の「含意関係 (implication)」によつて説明される。しかし、たとえば「 $x$ 、 $A$ せよ」という指令はそのままでは含意関係の担い手としては扱えないので、カスタニエーダはそのような指令に対応し含意関係の担

い手として扱いうるもの（「行為者と行為とを要請的に結合する構造」）を「命法 (prescription, imperative)」と呼び、行為者が一人称の場合の「意図 (intention)」と命法とを一括して、「プラクティション (practition)」と呼んでいる。これはたとえば「xのAすること (x to do A)」という形で表されるが、命法や意図のいわば変形である<sup>(12)</sup>。さて彼によれば、規範と指令は、ある行為者に要請される行為様式を定式化するが、しかしどちらもその行為者の行為遂行についての何らかの事実を述べるのではない、という点で共通している。しかし、指令はつねに名宛人を動機づけようとするものであり、したがって対応する命法はつねに「断定的に (assertively)」使用され、実践的推論の暫定的帰結としては現れないのに対して、規範は基本的に行行為者がその行為を遂行することに「義務的屬性」（命じられていること、禁じられていること、許されていること、任意に委ねられていることなど）を帰属させる判断であり、したがって動機づけを伴う仕方では「断定的に」使用されることもあるが、実践的推論の一定の帰結として動機づけを伴わない仕方で使用されることもある。他方で、規範は実践的推論において対応する指令を正当化する理由となりうる点で、両者は密接に関連してもいる。つまり、規範は対応する指令の正当性判断に関わっており、対応する命法の正当性判断を推論的に含意するのである<sup>(13)</sup>。ところで、カスタニエーダによれば、命法の正当性は文脈に依存しており、その文脈が「全体的（あるいは絶対的）」である場合にはその命法は必然的に正当であるが、「部分的（あるいは相対的）」である場合にはその命法の正当性も他の事情等によって覆されうる相対的なものでしかない<sup>(14)</sup>。規範が対応する命法の正当性判断を推論的に含意するとすれば、このような命法の正当化文脈の如何に応じて、規範における対応する命法の正当性判断もその文脈に相関的である。対応する命法の正当化文脈が全体的である場合、その規範における判断は「無限定 (unqualified)」であり、その義務性は「終局的な (final)」ものであるのに対し、対応する命法の正当化文脈が部分的である場合、その規範における判断も「限定的 (qualified)」であり、その義務性は

「一応の (prima facie)」ものである。規範が動機づけを伴って使用されるかいなかの相違もこの差異に基づくものとみなされる。<sup>(15)</sup> こうして、規範は対応する命法がある文脈○において正当である(○は命法の正当化文脈を指す)を含意し、規範自体も文脈相関的で、たとえば「xがAすることが命じられている」(iは関連する文脈を指す)という形で表現されうる。<sup>(16)</sup>

ところで、規範と指令ないし命法とのこうした推論的な含意関係は、カスタニエーダによれば、その「意味論的支柱 (semantic underpinning)」をもつはずであり、これが規範の「真理条件」として分析されることになる。<sup>(17)</sup> まず、先の推論的含意関係からして、ある規範「xがAすることが命じられている」に対応するものとして、「プラクティションへxのAすること」は文脈○において必然的に正統である「正当である」(「は筆者」といった二階の言明が作られうることになる。しかし、これら二つの言明の関係は、内容上は「同値 (equivalent)」の関係にあるが、同義というわけではなく、それぞれ異なった文脈に属している。規範は行為を指導するという文脈に属している。「行為の言語の対象言語」に属している)のに対して、対応する二階の言明は命題を議論して推論を評価するという文脈に属している(「メタ言語」に属している)。しかし、推論評価の文脈に属する二階のメタ言明が真理値をもつとすれば、その真理値はそれに対応する内容上同値な規範にも帰属させられるのであり、こうして「xがAすることが命じられている」という形式の義務判断が真であるのは、これに対応する二階の言明『プラクティションへxのAすること』が文脈○において必然的に正統である「正当である」が真であるときかつそのときだけである」といった、規範の真理条件を与える「意味論的テーゼ」がえられる。<sup>(18)</sup> というわけである。なお、この場合プラクティション(命法)の正当値は文脈に依拠して二つ以上であるが、二階のメタ言明および対応する規範は真か偽かの二値をとり、しかもその値は絶対的である、とされる。

以上はカスタニエーダの規範理論の中核的な一部の概略であるが、そのかぎりでもこの規範理論は、規範を意味論的にも指令と区別し、真理値をもちうる義務判断を表現する命題として捉え、規範の真理条件を表す二階のメタ言明によって規範的事態の説明を与えようとするものであり、いわば規範の形式的—意味論的構造を分析するものだとはいえよう。<sup>19</sup> それはとりわけ規範の文脈相関性を明らかにする点で、たとえばヴァインベルガーの意味論的指令説に比してすぐれているといえる。しかしなおそこには検討を要する問題が若干あるように思われる。

カスタニエーダによれば、規範はある正当化文脈における命法の正当性を「指し示す (point to)」あるいは「表現する (express)」が、その文脈が何であるかを語らないし、それどころかその命法が正当であるとすら述べるわけではない。つまり、規範は二階のメタ言明と真理値を同じくするから論理的に同値であるとしても、同義ではないのである。<sup>20</sup> この規定の仕方は、いわゆる「理由探求アプローチ」において、規範はそれに対応する行為の理由があるとして直接に述べるものとされるのに対比される。<sup>21</sup> 後者においては、たとえば「 $x$ は $\phi$ すべきである」は「 $x$ の $\phi$ する理由がある」と同義であるが、「 $x$ は $\phi$ すべきである」は「理由」については直接には何も語っていないから「 $x$ の $\phi$ する理由がある」と同義だとはみなしえないのみならず、その理由が因果的な理由でないとすれば、それは「 $\phi$ すべき理由」であるはずであり、こうした理由の当為性が規範の説明項に現れるという循環を犯すことになるのである。カスタニエーダが規範の意味論的構造を規範との同義性をもたない二階のメタ言明によって与え、しかも二階のメタ言明を命法を指示しそれにある文脈における一定の正当性を述定するものとして説明するのは、この種の循環を避けるためである。<sup>22</sup>

同じような循環回避の志向は命法の正当化文脈の内容の規定にも伺える。しかし、それには問題がないわけではない。カスタニエーダは命法の正当化文脈を、関連する「一群の状況的事実」や「諸々の手続的規約や決定」のほか関

連する「特殊な諸目的」からなる集合として規定しており、<sup>(23)</sup>この意味で井上によれば「目的論的」に規定されている。井上によれば、命法の正当化文脈のこのような目的論的規定は、当為の説明の中にふたたび当為を持ち込むという循環を避けるためであると推測されるのであるが、しかしそれは同時に、正当化を目的論的なものに限定するという異論の余地のある立場を前提することになるのである。<sup>(24)</sup>しかし、ここでの問題は、カスタニエーダの議論からすれば、命法の正当化文脈には規範が含まれるということである。カスタニエーダは、たしかに一方で、命法の正当化文脈を独立に規定しており、右のようにその内容には規範は含まれていない。しかし他方で、規範と命法との推論的含意関係は、規範が指令あるいは命法の正当化判断に関わることに基づいている。そこでは、規範は指令あるいは命法の正当化理由として規定されているのである。この規定からみれば、指令あるいは命法の正当化文脈には規範が含まれるはずであるが、循環回避の観点からみれば、問題を孕むことになるだろう。

しかしさらに右の循環の問題は、規範の真理条件を規範が何らかの意味で含意しうる命法の正当化条件によって規定するという、カスタニエーダの規範理論の骨格に関わっているように思われる。それは、推論的含意関係を意味論的含意関係と「同値 (equivalent)」とみなし、前者から後者を導くとともに、後者を前者よりも基礎的とみなすことに基づいている。<sup>(25)</sup>すなわち、真なる規範を前提したとき対応する指令は正当であるという推論的含意関係から、それを逆転した形で、ある規範が真であるのは対応する命法が正当であるときであるという意味論的テーゼが導かれるのである。たしかに、命題の意味は「それが真であれば何が実情であるか」を示し、<sup>(26)</sup>命題の意味はその真理条件であるとするれば、規範の真理条件は真なる規範を前提したときのその命法との推論的含意関係によって与えられるということになるかもしれない。しかし、この推論的含意と意味論的含意の関係は、少なくとも指令ないし命法の正当化文脈の内容という点からみれば、無条件に「同値」であるというわけにはいかないであろう。

他方で、規範の真理性判断は、規範が何らかの意味で含意するところのものに準拠してではなく、規範がそれの何らかの含意でありうるものに準拠してもなされうる。この場合、規範自体の正当化が問題となり、したがって規範自体の正当化文脈が問題となるが、これはその規範が推論的に含意しうる命法の正当化文脈とは異なりうる。あるいは、カスタニエーダの意味論的含意関係における命法の正当化文脈は推論的含意関係におけるそれとは異なるのかもしれない。後者の命法は対応する規範と同値のメタ言明の中核をなすものであり、したがってその命法の正当性判断は、メタ言明の真理性判断の条件となることを媒介して、規範の真理性判断の条件ともなるのだとみなされるかもしれない。そしてこの場合、命法の正当化文脈は間接的に対応する規範の正当化文脈でもあると解釈しうるかもしれない。にもかかわらず、規範の真理性判断を規範自体の正当化文脈に照らして行う場合には、その判断基準の中にさしあたり他の規範が含まれうるが、この事態は、規範の正当化文脈を規範が含意しうる命法の正当化文脈として規範の意味論的構造に組み込む場合には、循環に陥ることなしには説明しえないと思われるのである。

さて以上の検討が的はずれでないとすれば、右のような判断手続に即して規範の真理性を理解することも可能であるかもしれない。この場合、規範の真理性判断手続を概略的に示すものとしての真理条件は、カスタニエーダの表現を借りれば、たとえば「『 $x$ は $A$ すべきである』が真であるのは、正当化文脈 $C$ において $x$ は $A$ すべきであるときである」といった仕方で表現されうるだろう。これは「理由探求アプローチ」におけると同様に当為の説明項に当為を含み循環的であるようにみえるが、この場合もそれは規範の定義でも説明でもないと考えることができるだろう。それは規範の引用符を消去して正当化条件に関係づけ、規範の真理性判断の手続の概略を提示するにすぎないだろう。この場合、この正当化文脈は当の規範自体の正当化文脈であり、それには諸事実のほか、さしあたりは規範が、そしてさらには命法や目的が含まれうるが、規範の正当化文脈に規範が含まれるとしても循環は生じないだろう。またこ



の場合、規範の真偽は正当化文脈に相対的となるが、その正当化文脈が全体的（あるいは絶対的）であるならば、その規範の真理性も絶対的でありうるものが否定されるわけではないだろう。さらに、対応する終局的指令の正当性は、この規範自体をも含めた諸々の要因からなる文脈に依存する。この文脈は指令の正当化文脈であり、それが部分的である場合、対応する指令の正当性は覆されうる相対的なものであるといったことになるだろう。

しかしこうした規範理解の可能性を展開することがここでの課題ではない。いずれにしても、規範がその何らかの含意において真理値をもちうることを示す形式的—意味論的構造分析とは逆の方向で、規範の真理性判断を規範自体の正当化文脈に準拠させる観点には存在するのであり、次にはこの観点に立ち入らなければならない。その場合、規範命題とその正当化文脈との関係の問題はふたたび何らかの意味論的な含意関係によって分析されるかもしれないが、さしあたり規範命題を真として主張する言明とその根拠づけという形式的—語用論的な構造の考察に触れなければならない。この場合、規範の正当化文脈相関性は、その規範命題を真として主張する言明において、その語用論的含意として顕在化することになる。しかし、語用論的分析はもはや必然的に指令説を導くわけではない。命題としての規範を使用する発話内行為は、少なくともたんに指令を与えることではなく、その規範命題を主張することであるはずである。

(1) G.H.v. Wright, *Norm and Action*, p.viii, 104-106.

(2) V.T. Mazzarese, 'Norm Proposition: Epistemic and Semantic Queries', in: *Rechtstheorie* 22, 1991, S.39-41.

(3) Mazzarese, *op. cit.*, S.39-40, 42. なお、マツマレーゼのこの論文は、「解釈的言明」も「妥当性言明」も、いずれも解釈の余地を残すから、最終的に真か偽かを確定できないものであり、それゆえ結局「規範命題」の観念そのものも疑わしい、とするものである。この議論は規範命題の真偽確証手続に確実でかつ間主観的に承認された方法がないという議論に依拠するもの

であるが、確実でかつ間主観的に承認された確証手続が存在するかどうかの問題は、直ちに規範命題の不可能性を意味するとはかぎらない。通常の命題の場合でも、たとえばドウオーキンが挙げている例でいえば、「リチャード三世がその王子を殺したかどうか」という問題は肯定か否定かの命題で答えることができるが、それを確定する方法は存在しないこともありうるのである。また、解釈の余地の存在も直ちに規範命題の真理可能性を否定するわけではない。何よりも、解釈をめぐる争うとすれば、それはその争いが客観的に解決可能であるはずだという想定を前提するだろう。それゆえにこそ、最終的に絶対的に真なる規範命題にいたりうるかどうかは別として、様々な解釈のための方法が議論されるのである、といえるだろう。なお、規範命題の真偽確証の問題については第三節で触れる。

(4) Wright, *op. cit.*, p.104-106.

(5) 「妥当論的」規範概念については、「はじめに」註(3)参照。それに対する批判としては、たとえば、vgl. Alexy, *Theorie der Grundrechte*, S.47ff.; 井上達夫「規範と法命題 (一)」*国家学会雑誌第九八巻第一・二二号四八—六二頁*。井上によれば、このような規範概念と妥当概念とを結合する「同一説」は、平叙文においてはその意味と指示とが命題と事実として区別されるという見解と、規範文においてはその意味に当たる規範と指示に当たる規範的事態が同一であるという見解との連言であるが、この連言は後者を肯定しつつ前者を否定することによっても、また前者を肯定しつつ後者を否定することによってもしりぞけることができる。井上は、平叙文の指示としての事実も何らかの仕方で言語的に定式化されなければ確定しえないこと、また規範文についてもその指示として規範的事態を構想することが可能であることを指摘して、平叙文と規範文とを対立的に捉える視点を相対化してみせる。

(6) G. Frege, *Über Sinn und Bedeutung*, in: *Kleine Schriften*, 1967, S.143-162 (藤村龍雄訳『フレーゲ哲学論集』三三一—六三三頁); ders., *Logische Untersuchungen*, in: *op. cit.*, S.342-362 (同訳九九—一二二頁); L. Wittgenstein, *Tractatus logico-philosophicus*, in: *Werkausgabe (Suhrkamp)*, Bd. 1, 1989, S.9-85 (奥雅博訳「論理哲学論考」『ワイトゲンシュタイン全集 1』二五—一二〇頁)。なお、フレーゲおよびワイトゲンシュタイン『論理哲学論考』の意味論については、たとえば、野本和幸『現代の論理的意味論：フレーゲからクリプキまで』(一九八八年)一三—七二頁、九六—一一八頁参照。

(7) これらの点についても、野本前掲書参照。文の真理を事実への対応として説明する戦略の問題点としては、たとえば、事実そのものがそれを表現する文を使用する以外の方法では記述困難であること(言語負荷性)や、事実への対応説では対応という関係がもっとも単純な文にしか直接的には適用されえないことなどが指摘されている。Cf. D. Davidson, *True to the Fact*,

in: *Inquiries into Truth and Interpretation*, p.49 (『真理と解釈』四七頁)。なお、こうした問題点を解消したとみられるタルスキの対応説的な意味論的真理理論については、cf. Davidson, op. cit. また、野本前掲書二〇—一三二頁参照。

(8) J.-R. Sieckmann, *Semantischer Normbegriff und Normbegründung*, in: ARSP 1994, S.228-235; ders., *Regelmodelle und Prinzipienmodelle des Rechtssystems*, S.25-35. なお、シークマンは「意味」を論理的に同値な文の集合として外延的に規定しており、また「事実」が言語負荷的であることを前提している。

(9) H.-N. Castañeda, *Thinking and Doing*, 1975. カスタニエーダの規範理論については、井上達夫「規範と法命題(三)」*国家学会雑誌第九巻第一・一二号八二—一〇二頁*参照。本稿は、カスタニエーダの規範理論を肯定的に評価する井上のこの論文に多くを負っている。

(10) Castañeda, op. cit., pp.1-5, 45-51. なお、カスタニエーダの本書の目的は、「制度の哲学的基礎づけ (The Philosophical Foundation of Institutions)」という副題が示すとおりであるが、彼によれば、制度は基本的に規範体系として構成されており、その規範体系は少なくとも部分的には「規範あるいは義務的判断 (deontic judgments)」の体系である。そして、規範体系  $N$  の典型的な規範は「 $x$  は、 $N$  によって、 $A$  することを要請されている (あるいは  $N$  的に、 $A$  すべきである)」といった規範的形式をもつ。したがって、制度の全体理論は、 $N$  を明示しない一般的な定式の規範についての理論 (規範の一般理論) と、特定の規範体系  $N$  によって特殊化された規範についての理論 ( $N$  によって規定される制度  $i$  についての特殊理論) からなる。一般理論は規範の意味と真理条件に関する理論であり、特殊理論はその真理条件に  $N(i)$  によって付加されるものについての理論である。とされる。 Cf. op. cit., pp.2-3.

(11) Castañeda, op. cit., pp.36-39.

(12) Castañeda, op. cit., pp.39-45.

(13) Castañeda, op. cit., pp.179-194, 240-241.

(14) Castañeda, op. cit., pp.131-146. カスタニエーダによれば、「指令 (mandate)」ないし「命法 (prescription)」は文脈に即して「正統 (Legitimate or orthodox)」あるいは「非正統 (Nonlegitimate or aorthotic)」であるが、こうした指令ないし命法の正統値は命題の真理値に類比的である。彼がこうした指令ないし命法の意味論値を初期には「正当」、「不当」、「非正当」という三値からなるものとしていたこと、およびその「正統」、「非正統」という二値論理的構成への変更が大きな変更でないこととみなされることについては、井上前掲論文八六—八八頁参照。

- (15) Castañeda, op. cit., p.241. なお、アルクロン&プリュジンが、カスタニエーダは彼らのいう「義務文」あるいは「規範命題」を分析しているにすぎず、規範を分析するものではない、とするとき、彼らは「義務文」あるいは「規範命題」を経験的事実を記述するだけで、規範的な当為性をもたないものと理解しているからであると思われる。しかし、カスタニエーダの「義務命題」としての規範は、指令ではないとしても、当為性をもつものとして理解されており、規範の規範性を当為性にするかぎり、真正の規範であるといえよう。
- (16) Cf. Castañeda, op. cit., pp.193-194.
- (17) Cf. Castañeda, op. cit., p.239.
- (18) Castañeda, op. cit., pp.241-243. なお、「必然的に正統」というのは、あるプラクティションの遂行命題が、状況に関する事実命題、その文脈を規定する目的命題、およびこの目的が(場合によっては抗事実的に)充足されているという命題からなる、命題集合によって、含意される場合だけであり、これ以外の場合には、その正統性は偶然的である、とされる。この「必然的に正統」が、「正当」に当たる点については、井上前掲論文八八頁参照。
- (19) 井上によれば、それは規範の「非指図性・当為性・真値帰属」を明らかにするものである。井上「規範と法命題(四・完)」国家学会雑誌第一〇〇巻第三・四号一四一頁参照。ちなみに、井上は規範が真値をもちうるということを示すために、さらに、「可能世界意味論」に基づく「真理様相論理」に類比的に規範様相論理を構想する諸議論を検討し、また対応的真理概念を解明するタルスキの意味論的真理理論が事実や存在についての存在論的予断を免れており、したがって規範文の意味としての規範にも適用可能であることを推定している。もちろん、井上は、これらの議論によって、価値客観主義の決定的な証明が与えられたと主張しているわけではないが、少なくとも相対主義に拳証責任を投げ返すには十分だとみている。井上「規範と法命題(三)」一一一—一四四頁、同「規範と法命題(四・完)」六七—八二頁参照。また、井上のこの論文は、カスタニエーダの規範理論によって、ドゥオーキンの「法命題」および「正答テーゼ」に哲学的基礎づけを与えようとする意図をもっている。井上「規範と法命題(四・完)」一一〇—一五五頁参照。ドゥオーキンの法理論については第三節で触れる。
- (20) Castañeda, op. cit., pp.241-242. したがって、カスタニエーダによれば、この二階のメタ言明は、「当為」という言葉の分析でも、規範の分析でもない。カスタニエーダは、規範とメタ言明との関係を、規範はメタ言明がメタ言語において定式化するものを対象言語において定式化するという仕方、あるいは規範はメタ言明の(カルナップの意味で)「対象的発話モードにおける写像 (image in the material mood of speech)」であるという仕方規定している。こうした関係規定の解釈については、

後出註(24)参照。

- (21) ラズも、規範を行為の理由に関連づけて説明するが、たとえば「xはゆすべきである」という言明は「xのゆする理由がある」という言明と「論理的に同値」であるとしても、「同義」というわけではないとする。Raz, *Practical Reason and Norms*, p.29. ただし、ラズにおいては、「xはゆすべきである」という言明は直ちに規範なのではない。ラズは、規範を行為の理由と捉えているが、行為の理由となりうるのは「事実」だけであるとすることからである。Raz, *op. cit.*, p.17-18. したがって、規範は事実として存在する行為理由であり、このかぎりではラズも「妥当論的」立場を採っているといえる。また、そのような行為理由としての規範は、他の「一階の (first-order)」理由とならぶ一階の理由ではなく、ある行為の一階の理由であると同時に、他の一階の反対理由を排除する「二階の (second-order)」理由、「排除的理由 (exclusive reason)」であるとす。Raz, *op. cit.*, pp.36-48, 74-76. 排除的理由として規範は権威性をもつが、ラズは、権威に基づいて行為することは、権威の正統性を前提すれば、それ自体ひとつの「理由 (reason)」に基づいて行為することであり、直ちに非合理的あるいは恣意的なわけではない」とする。Raz, *The Authority of Law*, 1979, pp.3-27. しかし、権威の正統性がなお問題になることはいうまでもない。なお、ラズの理論については、「はじめに」節註(1)、第三節註(7)、(10)、(19)を参照。
- (22) 井上「規範と法命題 (二)」国家学会雑誌第九九巻第五・六号一〇四—一二二頁参照。
- (23) Castañeda, *op. cit.*, pp.131-139, 239-245.
- (24) 井上「規範と法命題 (三)」一〇三—一〇四頁。そこで、井上自身は、義務論的正当化をも含みうるように、正当化文脈に「命法」を含めることを提案している。しかし、正当化文脈にその要素として命法を含める場合、そうした要素としての命法は複数でありえ、しかも命法はつねに「断定的に」使用されるとすれば、それらの命法の間で競合が生じる可能性がある。この競合を避けるためには、これらの命法の間を調整するような命題がこの文脈に含まれなければならないだろうが、そのような命題はそれらの命法を文脈相關的に正当化するもの、すなわち元の二階のメタ言明と同型の命題であるだろう。とすれば、元の二階のメタ言明における命法の正当化文脈には、規範と同値の二階のメタ言明が含まれることになる。もちろん、二階のメタ言明は規範と同義ではないから、このことは規範の説明の中に規範が含まれるということの意味しないが、対象言語レベルでは指令の正当化条件の中に、さらには規範の真理条件の中に、規範が含まれることを意味するだろう。
- なお、井上は、カスタンエーダの規範理論について限定を要する点として、このほかに、規範と二階のメタ言明の関係が理解しにくいこと、そして「あるべし (ought-to-be)」といった形式の事態当為型の規範については直接には妥当しないことを

指摘するが、これらの点も同様にその理論を無効にするような問題点ではないとする。井上前掲論文九九—一〇三頁参照。

(25) Castañeda, op. cit., pp.60-61.

(26) Cf. Wittgenstein, *Tractatus logico-philosophicus*, 4.022 (『ウィットゲンシュタイン全集1』四八頁)。

(27) この場合、規範を規範的文脈の総体に位置づけて理解する、規範についての「全体論的な (holistic)」意味理論が構成されるかもしれない。カスタンニエーダの規範理論は、さしあたり二階のメタ言明における命法の正当化文脈として規定されており、そこには本文で述べたような問題が孕まれているとしても、それらの多様な正当化文脈とそれによって正当化される様々な命法の集合からなるひとつの体系が構想され、この体系に個々の命法の正当性は依存するという「全体論的」性格をもつといえる。この点について、井上前掲論文九九頁、同「規範と法命題（四・完）」一四六頁参照。

### 三 規範的言明

前節までの議論を簡単に振り返っておこう。規範の形式的—統語論的構造分析とも呼びうるものは、多くの場合、規範文を平叙文と対比して、後者のように真か偽であるという性格をもたないものとみなすことになる。規範の語用的指令説は、規範が多く指令行為によつて発せられることに着目し、規範を規範文を使用する発話内行為の趣旨と理解するが、「言語行為フアラシー」の嫌疑、条件節等における規範文の説明の困難、そしてその「行為固着的」な規範概念、といった問題点を孕んでいる。これに対し、規範の意味論的指令説は、これらの難点を免れており、規範そのものの間の論理規則や推論規則が独立に構想されうることを示すが、規範そのものを依然として指令と理解するかぎり、規範がその正当化と密接に関連していることを適切に説明できない。規範の意味論的記述説は、規範を規範文の意味、しかも可能な規範的事態を表現する「規範命題」として捉え、その規範的事態の存立如何に依じて、平叙

文の意味たる命題と同様に、「真理値」をもつことを示そうとする。さらに、規範の形式的—意味論的構造分析は、その規範的事態を、対応する命法がある正当化文脈においてある正当値をもつ、というメタ言明の構造によって解明し、規範が当の正当化文脈を直接指示するのではないとしても、そのような正当化文脈と内的な関連をもっていることを示すものであった。とはいえ、この正当化文脈は規範自体の正当化文脈ではなく、規範が含意する命法の正当化文脈とされており、そのためこの文脈に規範が含まれることは循環を孕むことになる。本節では、規範の示唆するこの規範自体の正当化文脈相関性を明示化し、それを規範の形式的—語用論的構造として理解する可能性を素描する。このレベルにおいては、指令も規範的であるかぎり内的に関連せざるをえない正当化文脈にうちに位置づけられる。さらに、意味論的な対応説的真理概念もこのレベルと関連させられることになる。

#### (一) 規範的言明の語用論的構造

ここでまず問題となるのは、命題をたんに発話することと、命題を真として主張することとの区別である。この区別は、フレーゲ以来、ヘアーやサールその他においても、それぞれのヴァリエーションにおいて、認められてきたものである。<sup>1</sup> サールの用語でいえば、前者は「命題行為」であり、後者は「発話内行為」である。サールは、命題行為はそれだけで生起することではなく、命題を発話することは同時に発話内行為を遂行することであり、「完全な言語行為」を遂行することであるとするが、<sup>2</sup> 以下では、この二つの統体を「言明行為」あるいは端的に「言明 (statement, Aussage)」と呼ぶことにしよう。<sup>3</sup> しかしこのことは、両者を混同したり、条件節等における命題がそれが単独で使用される場合と同様の発話内的趣旨をもつとしたり、命題の言語定式の意味を発話内行為の趣旨に還元したりするこ

とを意味しない。命題ないし命題行為は意味論的レベルの範疇であり、これに対して発話内行為は語用論的レベルの範疇である、といえる。

以上の区別を前提すれば、ある可能な規範的事態を記述する規範命題と、その規範的事態が存立すること、したがってその規範命題が真であることを主張する「規範的言明」とを区別することができる。規範的言明は二階の構造をもつ言明である。ジークマンの表現を借りれば、「規範的言明 (normative Aussage) は、ある可能な規範的事態を記述し、かつそれによって定式化された規範は妥当する、したがってその文は規範的事実を表現する、と主張する」ものである。<sup>(4)</sup> 命題がさしあたりある事態を記述するだけで、その事態が存立すること、したがって自らが真であることを主張するのではないのと同様に、規範命題もさしあたりある可能な規範的事態を記述するだけで、その規範的事態が存立すること、したがって自らが真であることを主張するものではない。それらは真か偽でありうるとしても、真理性の主張を伴って発話されるのでないかぎり、真か偽の確証を想定していない。<sup>(5)</sup> 規範的言明は、こうした規範命題を指示し、それに「真である（ない）」という一種の述定をするものであり、その規範命題の真偽の確証を想定する言明である、といつてよい。

こうした規範的言明の定式は、規範命題と規範的事態と規範を意味論的に同一のものともみなすならば、それらに依拠してたとえば、「ある規範命題が真である」、「ある規範的事態が存立する」、「ある規範が妥当する（存在する）」等と表現することができる。<sup>(6)</sup> このようにみれば、前節で触れた「規範存在命題」あるいは「規範妥当命題」は、規範的言明の明示的な定式であるといえる。このような明示的な定式において規範的言明がなされるならば、それは規範的言明文の使用でもあり、「規範存在命題」等はその文の意味論的な意味ともみなしうる。しかし、規範的言明文の意味論的意味をさらに問題にする必要はここではない。規範的言明における「真である」、「存立する」、「妥当する」は、



語用論的な趣旨としての主張を表示するものとみなすことができる。これらを規範命題の真理性の主張とか、規範の妥当性の主張と呼ぶことができるだろう。

規範的言明はつねにこうした形式を明示的に示すわけではなく、規範命題の発話が同時に規範的言明の趣旨を伴っている場合には、その発話の「深層構造」においてこの形式をもっているにすぎない<sup>7)</sup>。規範命題の発話がつねにその真理性の主張という発話内の趣旨を伴ってのみ遂行されるわけではもちろんないが、規範命題の真偽の確証が潜在的にでも問題となりうる実践的コミュニケーションの局面では、規範命題の発話は同時に規範的言明でもあるだろう。

このことは、通常の主張文の発話において、「真である」が発話されなくても、「真である」との主張が含まれうることと同断である。この意味で、法律家が規範命題を発話するとき、それは深層において規範的言明であり、それゆえ当の規範命題についての真理性主張、当の規範の妥当性主張を伴っていると考えられる。それは当の規範の「受容可能性」にコミットするものではないし、その規範的事態の実現を指令するものではないが、その規範的事態がまさに当為とされていることを主張しているのだ、と考えられるのである<sup>8)</sup>。

規範的言明は規範命題の真理性あるいは規範の妥当性を主張するものであるが、主張するということが（普遍的—語用論的にみて）根拠づけの責務を引き受けることを含んでいるとすれば<sup>9)</sup>、規範的言明もその主張を根拠づける責務を引き受けることになる。規範的言明の主張がつねに明示的に提示されるわけではないのと同様に、あるいはそれ以上に、その根拠づけがつねに明示的に要請されるわけではないが、規範的言明を与え、同時にこの根拠づけの責務を明示的に拒否するならば、それは一種の「遂行論的矛盾」を犯すことになるだろう<sup>10)</sup>。規範的言明は、規範命題ないし規範をその真理性ないし妥当性をめぐる主張とその根拠づけといういわば形式的—語用論的構造に引き入れる、ということができる。この構造は通常は社会的コミュニケーションの形態をとるが、個人の内面的な実践的推論も「内

なる他者」とのこのような構造における内的なコミュニケーションとみることができよう。

このようにみると、事実的に妥当する規範も規範的指令も、規範的言明と関連づけて理解することができる。事実的に妥当する規範は、その主張が根拠づけられているとみなされる規範的言明として理解できる。もちろん、事実的に妥当する規範は、その規範的言明の主張について十分に根拠づけられているとはかぎらない。対応する規範命題はつねに真であるとはかぎらないからである。対応する規範命題が真であるとき、当の規範は理念的に妥当する、ということができよう。それゆえにこそ、事実的に妥当する規範は、名宛人に対して、根拠づけの責務を引き受けるといふ語用論的含意を伴った主張を提起する規範的言明として現れるのであり、場合によってはその主張は明示的に根拠づけられねばならない。しかし通常は、事実的に妥当する規範はその規範的言明の主張が根拠づけられているとみなされる。この根拠づけが、部分的な（あるいは相対的な）文脈によるものであるとき、当の規範は「一応の」規範として事実的に妥当し、全体的な（あるいは絶対的な）文脈によるものであるとき、「終局的」規範として事実的に妥当する、といえるだろう。<sup>11</sup> 以上のような背景において、事実的に妥当する規範は対応する指令を正当化する。事実的に妥当する規範が指令的機能をもつというのは、そのような規範に対応して正当な個々の指令が解発されるということの意味するだろう。そしてこのかぎりでは、規範の指令的機能について語ることは維持されようだろう。

規範的指令は、ある妥当する規範を措定する行為であるが、規範の意味論的構造からみれば、それはさらに、ある可能な規範的事態を存立させる行為、あるいはある規範命題を真たらしめる行為として、理解することができる。ところが、通常規範的指令はそれ自体すである規範的文脈の中で生起する。ケルゼンがいうように、規範の創造は（ケルゼンにおいてはその規範体系の最上位の規範の創造の場合を除いて）同時に規範の適用でもある。<sup>12</sup> このかぎりでは、規範的指令も、その措定する規範が以後妥当するという、あるいは対応する規範命題が以後真であるという、

規範的言明の形をとるものとみなすことができる。それが規範的事態あるいは規範を措定する行為であるためには、その規範的言明の主張が同時に根拠づけられていることを必要とする。この根拠づけは二重であり、その規範的指令行為そのものの根拠づけと、その指令において措定される規範命題の根拠づけとを含む。指令行為の根拠づけは通常はその規範体系の授權連関の制度的プロセスに位置づけられることによってなされるが、究極的にはその措定する規範命題の根拠づけを必要とするだろう。規範命題の根拠づけは一般的規範を措定する指令の場合と個別的規範を措定する指令の場合とは異なりうる。いずれの場合でも通常はその規範体系の他の規範との整合性が多かれ少なかれ要求されるが、一般的規範を措定する場合には、それによって規制しようとする社会的状況についての事実的な認識判断の適切性のほかに、規制の目的や他の規範体系の規範や命法との整合性も要求される。個別的規範を措定する場合には、関連する事実の認定の適切性のほか、名宛人の事情への配慮の適切性、そして場合によっては、その指令の目的や他の規範体系の規範や命法との整合性も要求されうるだろう。いずれにせよ、事実的な規範的指令はこれらの根拠づけをつねに十分に満足しているわけではなが、通常は最低限その指令がその規範体系において授權されているという権威的根拠づけを満たしていなければならず、理念的には多かれ少なかれ対応する規範命題の根拠づけを満たしていなければならぬ<sup>13)</sup>だろう。規範的指令も「一般的」規範を措定する場合と「終局的」規範を措定する場合とがあることはいうまでもない。

以上のようにみてよいとすれば、規範ないし規範命題、事実的に妥当する規範、規範的指令のいずれの場合にも、対応する規範的言明の主張とその根拠づけが、そしてそこでは、理念的にはつねに、対応する規範命題の真偽の確証が問題となる、といえる。しかし、規範命題の真偽確証を対応する規範的言明の根拠づけという語用論的手続の問題とみなす場合、規範命題の真理性をどのように理解するかという問題が生じる。意味論的な真理観は基本的に対応説

的であるといえるが、命題の真偽確証の語用論的手続という観点からは、単純な対応説は（事実には訴える戦略を抱える問題に加えて）さらにいくつかの問題を抱えるものとみなされうる。とりわけ、規範命題については、その真偽を究極的に確証するための確実でかつ問主観的に承認された方法がないのではないかという問題、その手続はロールズのいわゆる「不完全な手続」<sup>14</sup>なのではないかという問題が提起されうる。ここでは、ドゥオーキンの「法命題」と「正答テーゼ」を素材に、この問題について若干触れておくことにしたい。<sup>15</sup>

## （二）法命題の真理性と根拠づけ

周知のように、ドゥオーキンの法理論は、「法命題 (proposition of law)」の真偽可能性の主張、あるいは法的问题にはつねに正答が存在するという「正答テーゼ (right answer(s) thesis)」を核心にしている。「法命題」は適切に定式化された法的问题への解答として理解されるが、それは前節でみたような「規範命題」の一種であるといえる。<sup>16</sup> 法命題には一般的なものも個別のものもありうるが、<sup>17</sup> いずれにせよ、法的问题への解答であるという点で判断であつて、端的な指令を意味するものではないと同時に、実践的問題としての法的问题への解答であるという点で当為性を持ち、たんに経験的事実についての記述でもない。それは人々の権利義務関係についての「判断」であり、法的事態ないし事実についての「記述」であるという点で、真か偽でありうる。このかぎりでは、法命題の真理性は意味論的に「対応説」的に理解されているといえる。他方、ドゥオーキンによれば、法命題は他のよりよく知られている命題、すなわち「法の根拠 (ground of law)」に照らして、真か偽か（あるいはいずれでもないか）である。この場合法命題の真偽問題にとって眼目をなすのはこの「法の根拠」であり、法についての理論的な見解の不一致はこ

の法の根拠についての見解の不一致であるとされる。法の適切な根拠についての理論を構成し擁護することがドゥオーキン法理論の課題ともなるのである。<sup>(18)</sup>ここでは、法命題の真偽確認手続が問題となり、本節で触れたような規範的言明の主張とその根拠づけという語用論的構造が法命題の真偽の問題に関わることになる。したがって、ドゥオーキンのこの二つの見解の間には、先に触れたような、真理観をめぐつてのある緊張関係が存在することになる。

法命題の真理性の確認手続の観点からみると、まず注意しておかなければならない点がある。第一に、ドゥオーキンが批判する実証主義的法理論も法命題の観念を承認し、またその真偽についてもある範囲内では承認することができるということである。実証主義的法理論も、指令説的に理解された法規範と区別されるものとして法命題の観念を承認することができ、また法の根拠が実定的に確定されているものに限定されるならば、この根拠についての命題、あるいはこの根拠と関連する事実の認定とに基づいてえられる命題は、真とみなされうる。ただ、こうした法命題は指令性をもたない点で妥当する法規範とは区別され、また法命題を真たらしめる法の根拠は実定的なものに限定されるのである。<sup>(19)</sup>前者については、法規範が指令とみなされる場合でも、対応する法命題の真偽は法規範にとつて本質的な関係をもつことをすでに指摘した。他方で第二に、「正答テーゼ」にも、確認手続という点からみれば、非常に強いものから比較的弱いものまで多様なヴァージョンがありうるということである。まず、ドゥオーキンの議論は事実認定の問題には立ち入っていないが、<sup>(20)</sup>事実認定が現実<sup>(20)</sup>に客観的になされるのでなければ、法命題は現に存立しているはずの法的事態を真に記述するものとはならない。また、法の根拠の追及がどこまで可能かについては多様な立場がありうるし、さらに法の根拠の認定にはつねに多様な解釈が入り込みうる。もちろんこうした点をめぐって様々な法理論の間で議論がなされるのであるが、いずれにしても法命題の確認手続という観点からみれば、ドゥオーキンも最強の「正答テーゼ」を主張しているものとはみなされえないだろう。

さて、意味論的真理観からすれば、ある適切に定式化された法的问题への解答としての法命題は、それが間主観的に確認されうるかいなにかかわらず、対応する法的事態が存立していれば真でありさもなければ偽であることになる。このような真理観は現代哲学において「实在論 (realism)」と呼ばれているものである。それによれば、文の意味はその真理条件によって与えられ、それゆえ文あるいは命題はつねに真か偽かのいずれかである。したがってまた、その命題を真たらしめる事態はつねに实在であることになる。<sup>21</sup> ドウオーキンが「リチャード三世がその王子を殺害したかどうか不確定であるということから、彼がその王子を殺害したかどうかについて正答はないということは帰結しない」というとき、また有効な契約や民事責任や刑事責任といった法的事態はそれにある事実命題を包摂する法命題を真か偽かのいずれかたらしめるような「二値性 (bivalence)」をもつ概念であるというとき、あるいはまた「奴隷制のようなある社会的制度は不正でありうるが、それは、人々がそれを不正と考えているとか、それを不正とするような協約を保持しているとかのゆえではなく、端的に奴隷制は不正であるからである、と考えられる」というとき、また「平等な配慮と尊重をもって取り扱われる絶対的権利」を主張するとき、<sup>22</sup> 彼がこのような实在論にほとんど近いところに立っていることは疑いない。こうした命題あるいは法命題は確認可能かどうかにかかわらず真か偽であり、あるいは奴隷制の不正性や絶対的権利についての命題は間主観的に確認可能かどうかにかかわらずある「道德的事実 (moral fact)」を記述するものであり、それゆえ真である、というわけである。

こうした議論や洞察が直観的にはきわめて説得的で魅力的であることはもちろん否定できない。しかしこのかぎりではなお、こうした实在論に対して「反实在論 anti-realism」が提起されうる。現代の反实在論の代表者である M・ダメットによれば、ある文の意味を知ることはその真理条件を知ることであるよりも、その文を言明として主張する条件を言語使用を通して知ることである。この意味理論に基づいて、ダメットは真理概念もこうした主張可能性の

条件に結びつけて理解する。彼の議論によれば、たとえば「リチャード三世がその王子を殺害した」という言明が真であるとすれば、「その言明を主張することを正当化するとみなすよう我々が教えられてきた類の事実によって真なのでなければならぬ」<sup>(23)</sup>。つまり、我々の真理概念は命題の真を主張する言明が確認可能かどうかに関係してあり、したがって「実在」概念もこの確認可能な範囲に限定されるべきだ<sup>(24)</sup>、というわけである。ドゥオーキンは、実証主義的法理論がこうした反実在論的意味理論を明示的にあるいは黙示的に前提している、すなわち、法命題の真偽はある確定された意味基準によって確認されるのでなければならず、そうした確認手段を与える確定した意味基準が存在しないかぎり法命題の真偽は語りえないという、「証明可能性テーゼ (demonstrability thesis)」に基づいている、と考えている<sup>(25)</sup>。したがってドゥオーキンは実証主義的法理論を反駁するためには、少なくとも、法命題についての別の意味理論あるいは真理理論を与えなければならないが、ドゥオーキンのいわゆる「整合説」はこのことに関わっている。

現代哲学における実在論の代表者であるD・デイヴィドソンも単純な対応説を採ってはいない。デイヴィドソンは、タルスキの真理理論を意味理論として捉え、しかも自然言語の意味論にまで拡張して適用しようとしている<sup>(26)</sup>（意味の真理条件説）が、他方で語や文の意味は単独にはなく言語全体において問われなければならないというクワインの「全体論 (holism)」の立場に立ち、したがって諸々の文（あるいは発話）は一つ一つではなく一緒にしてテストされねばならないとする真理整合説 (coherence theory of truth) を採っている。とはいえ、彼は諸々の真なる文（発話）と世界との対応を否定するのではなく、整合性は「客観的な真理条件が満たされると判断するためのテスト」であり、「整合性が対応を生み出す」のだとするのである<sup>(27)</sup>。ドゥオーキンの整合説もある意味ではこれに近い。ドゥオーキンによれば、ある法命題が真であるのは、確立されているとみなされる諸々の法命題について最善の

正当化を与える政治理論によってそれが支持されるときである。<sup>(28)</sup> すなわち、法命題は単独に何らかの事実と対応させられることによってではなく、他の諸々の法命題の総体と整合的であることによっていわば「客観的な真理条件を満たしている」と判断されることになる。しかし、整合説を法命題が真か偽でありうるということ（真理値をもちうるということ）を示す意味理論あるいは真理理論と理解するだけでは、おそらく足りない。デイヴィドソンの意味理論においては、言葉の意味よりも真理のほうが原初的な概念として理解されており、整合性がなぜ対応を生むのかという問題に対しては、我々の信念はほとんど正しいからだと答えられている。<sup>(29)</sup> しかし、実証主義的法理論はハードケースにおいてある法命題が真か偽かであることが客観的に確認可能かどうかを依然として問題とするのだからである。

以上のようにみれば、ドウオーキンが實在論的正答テーゼと反實在論的証明可能性テーゼとの緊張関係の只中に位置していることがわかる。そこにおいてドウオーキンは、一方で、証明可能性テーゼに接続するような議論枠組において整合説を法命題の真偽確認手続としても示そうとし、他方で、証明可能性テーゼの範囲内における議論も含めて法命題の真偽に関する議論が共同体の公共的構造を構成的に解釈していく実践に位置づけられることを示そうとする。まず、整合説は、法命題の真偽を判定する法の根拠を、既存の法的素材（立法や先例などある法共同体の「法史におけるなまの事実 (blute facts of legal history)」への適合性 (fit) とその最善の政治的・道徳的正当化 (justification) という二つの要請を満たす解釈（そしてこれは正義や公正や適正手続などの「諸原理の整合的セット (coherent set of principles)」として示される）に求めるという仕方(30)で洗練され、さらにそれに基づく法命題の真偽の確認手続は「ヘラクレス判事」の一連の思考実験という形で例示化される。しかし、事実認定の問題は含まれていないことや手続の各段階で解釈が含まれることなどからしても、これが証明可能性テーゼにおいて想定されているのと同様の確実性をもつ確認手続をアルゴリズム的に与えるものでないことはいままでもない。おそらく、實在論的



正答テーゼと反實在論的証明可能性テーゼの間には架橋しがたい緊張関係があり、むしろこの緊張関係における実践的営みとして法命題の真偽をめぐる議論は捉えられるとドゥオーキンはいおうとしているのだと思われる。

そのような営みは、ドゥオーキンによれば、一面的に過去や未来を基準として現在をみるものではなく、回顧的要素と展望的要素を結合した共同体の公的構造についての「構成的解釈 (constructive interpretation)」の連鎖であり、共同体とその法は動的な「統合 (integrity)」のプロセスとみなされる。それはさしあたり「連作小説 (chain novel)」の比喩で描き出され、しかもそのつどの作者は「ヘラクレス判事」に比定される。<sup>31</sup> このかぎりでは、法命題の真偽をめぐる議論は、そのつどの裁判官のこのプロセスについてのしかし独自の推論の営みのようにみえ、したがってまたドゥオーキンの法理論は超人的裁判官が全権を振るう「帝国主義的リーガリズム」のようにみえる。<sup>32</sup> しかし、彼の共同体と法の「統合」理論はその法共同体の各成員がその市民であるということによってコミットしている。「共通の正義の図式 (common scheme of justice)」を解釈することを要請してもいる。しかも、それは各成員がその共同体の公共的構造の作者であるというルソー・カント的な理念を表現するものとして理解されている。<sup>33</sup> このような実践的営みの中に位置づけられるとき、法命題の真偽をめぐる議論は、共同体の各成員が「内的視点」からその「共通の正義の図式」を構成し修正し具体化していく公共的コミュニケーションプロセスの一環として理解できるだろう。さらにいえば、このプロセスは法の根拠について最終的なリジッドな合意を生み出すものでももちろんないが、理想的な合意を統制的理念とする実践としても理解できるだろう。その中で實在論的洞察は「承認闘争」を通して公共的な力をも獲得していくのだと考えることができる。<sup>34</sup> もっとも、ドゥオーキン自身が「内的視点」から「競争 (competition)」はあるものの「分裂」はないとみる英米の法共同体の共通の正義の図式が、そのようなプロセス内部でまた他の法共同体の洞察に接触することによって、どのように再構成されていくかは別問題である。<sup>35</sup>

以上のようにみるならば、實在論的あるいは対応説的な正答テーゼは、意味論的な整合説に媒介されるだけでなく、語用論的な主張可能性説や合意説との緊張関係におかれなければならないだろう。歴史的社會に相対的でかつ整合的な認識も覆されたり訂正されたりする可能性をつねに孕んでおり、實在論的対応説の真理概念は、理想的合意説のそれと同様に、この認識の限界を、あるいは超越と内在とのたえざる緊張を指し示す、限界概念とみなすことができるだろう。<sup>(36)</sup>そして、この緊張は、対立や差異を孕んだしかし協働の多様な社会的コミュニケーションにおいて顕在化されるのでなければならぬだろう。

- (1) フレーゲについては、Frege, *Logische Untersuchung*, in: *Kleine Schriften*, 346f (『フレーゲ哲学論集』一〇四—一〇六頁)。なお、ロスが命題を真として受容することを「語用論的」と捉えているのも、同様の理解に基づいている。Cf. Ross, *Directives and Norms*, p.13.
- (2) Searle, *Speech Acts*, pp.22-25, 29-30 (『言語行為』三九—四三、五〇—五二頁)。
- (3) 「言明 (statement, Aussage)」という言葉は、命題あるいは命題行為あるいは命題の発話と同義に用いられることが多い。ここでは「明言する」ことあるいは「断言する」ことという意味に近い形で用いている。なお、シークマンも、'Aussage' を「命題」という意味と、'この言明' という意味との、二つの意味に用いている。
- (4) Sieckmann, *Semantischer Normbegriff und Normbegründung*, S.233ff.
- (5) このことは逆にいえば、命題は、それが真理性の主張を伴って発話されるかいなにかかわらず、したがってまた真か偽であることを確認されるかいなにかかわらず、真か偽であるはずだ、ということになるかもしれない。このような「實在論」的真理観については後で触れる。
- (6) ただし、規範の妥当の概念は二義的であるから、それと規範命題の真とを直ちに同一視することはできない。偽である規範も事実にあてはまるから、真である規範の妥当はさしあたり「理念的」とも呼びうるだろう。
- (7) 「深層構造」については、たとえば、cf. Searle, *op. cit.*, pp.30-31 (『言語行為』五二—五三頁)。なお、J・ハーバーマスも、規範文(たとえば「一定の状況においては嘘をつくべきである」)がメタ言語的に定式化された義務文(たとえば「一定の

状況において嘘をつくことは正しい(命じられている)の形に自然に言い換えられるとし、しかも後者における「は正しい」は正当性の妥当性主張を意味するものと理解しよう。J. Habermas, *Diskursethik--Notizen zu einem Begründungsprogramm*, in: *Moralbewußtsein und kommunikatives Handeln*, 1983, S.63. ただし、ハーバーマスはここでは規範文の意味論的レベルと規範的言明の語用論的レベルとを明確に区別しているとはいえないが、サールの命題行為と発話内行為との区別に対応する区別を行っていることについては、vgl. Habermas, *Was heißt Universalpragmatik?* (1976), in: ders., *Vorstudien und Ergänzung zur Theorie des kommunikativen Handelns*, 1984, S.404ff.

(8) この点について、井上「規範と法命題(四・完)」三五四—三五七頁参照。井上によれば、「確かに、法学は法服従の正当性にコミットする必要はないが、法的権利義務があたかも一応の当為であるかのように語っているのではなく、実際にそうであると主張しており、したがって『結局何をなすべきか』という問いに向けられた実践的推論において法的権利義務が考慮されるべき一つの理由であるという実践的評価にはコミットしている」のである。ただし、このように言うためには、語用論的次元が考慮されねばならないと思われる。なお、規範の内容をも是認する「内的視点」と、規範の受容可能性にはコミットせずに規範の「内的側面」を記述する視点との区別については、cf. N. MacCormick, *Legal Reasoning and Legal Theory*, 1978, pp.273-292; J. Raz, *The Authority of Law*, 1979, pp.122-159; 山竜一「法理論における言語論的転回(二・完)」法学論叢第一三〇巻第二号五六—六二頁。ただし、マコーミックの「認知的に内的な視点(cognitively internal point of view)」やラズの「距離を保った規範的言明(detached normative statement)」あるいは「合法的視点(legal point of view)」が、当の法規範を「一応の当為」として主張することを含むかどうかは問題がありうる。井上の議論はラズの「合法的視点」に対する批判を含んでいる。井上前掲論文三一六—三二五頁参照。マコーミックやラズの場合でも、そのような観点から発話する法学者自体が一つの社会的コミュニケーションの中で発話していることを考慮するならば、その法学者は、たんにその観点を借りているのではなく、その観点からみた当為がその法学者自身が属する社会において考慮されるべきひとつの理由であることを主張していることになるはずである。ラズも「合法的視点」からの言明が「純血種の規範的言明があつてはじめて成立するような二次的な存在」であること、換言すれば「様々な場面で人々が自ら進んで純血種の規範的言明を行う場所、すなわち社会というものとの関わり」なしには意味をもたないものと考えている。Raz, *Legal Validity*, in: ders., *The Authority of Law*, p.159 (中山竜一訳「法的妥当性」深田編『権威としての法』八六—八七頁)。なお、制度的実証主義の立場に立つマコーミックも、二次的なルールからなる形式的な合法性の体系を樹立する立法者が、第一次的ルールにおける「最小限の自然法の内容」を保障

- することを明示的に否定するならば、「遂行論的に自家撞着を犯す (be pragmatically self-contradictory)」ことになる」という論法で自然法論との接近を示しているが、これも「認知的に内的な視点」を社会的コミュニケーションの連関において相対化するものといえるだろう。N. MacCormic, Law, Morality and Positivism, in: N. MacCormic and O. Weinberger, *Institutional Theory of Law*, 1986, pp.140-141.
- (9) このような規範的言明における主張が根拠づけの責務を生じさせることについては、vgl. R. Alexy, *Zur Kritik des Rechtspositivismus*, in: ARSP Beiheft 37, 1990, S.25.
- (10) 「遂行論的矛盾」については、さしあたり、K. O. アトペル「知識の根本的基礎づけ」竹市明弘編訳『哲学の変貌』(一九八四年) 参照。
- (11) ラズは事実に妥当する規範(ルール)を行為の「排除的理由(exclusive reason)」と捉えるが、排除的理由も一般的には範囲の点で限定されたり、また他の二階の理由によって覆されうるかぎり、つねに「終局的理由(conclusive reason)」であるわけではない。また、それはそれを覆すいかなる事実もほかに存在しないような理由「すなわち「絶対的理由(absolute reason)」であるとはかぎらない。このように終局的でも絶対的でもない排除的理由としての規範は、「一応の理由(prima facie reason)」であらう」といえる。Cf. Raz, *Practical Reason and Norms*, 1975, pp.25-27, 39-40.
- (12) Kelsen, *Reine Rechtslehre*, 2. Aufl., S.239-242.
- (13) 規範的指令のこうした根拠づけについては、拙稿「法と道徳との関連——R・ドライヤーとR・アレクシーの所説を中心に」法政研究第五九巻第三・四号一九九二一七頁参照。もちろん、個別的規範の措定の場合に、目的や他の規範体系の規範との整合性がどの程度要請されるとみるかは、法理論における大きな論争の対象のひとつである。
- (14) J. Rawls, *A Theory of Justice*, 1971, pp.85-86 (矢島監訳『正義論』六六一六七頁)。
- (15) ドウオーキンの「法命題」および「正答テーゼ」に関する議論については、さしあたり、井上達夫「法の存在と規範性——R・ドウオーキンの法理論に関する一註釈」碧海純一教授還暦記念論集上原・長尾編『自由と規範——法哲学の現代的展開』(一九八五年)三二四〇頁、同「規範と法命題(四・完)」一一二〇—一四〇頁、平野仁彦「法の解釈と整合性——ドウオーキンの法解釈理論に即して」山下正男編『法的思考の研究』(一九九三年)四三三—四五四頁、深田三徳「ドウオーキンの「権利テーゼ」をめぐる諸問題」『法的思考の研究』四五五—四七四頁参照。
- (16) 井上の論文「規範と法命題」は、カスタニエーダの意味論的規範理論によってドウオーキンの「法命題」および「正答

テーゼ」をめぐる議論を哲学的に根拠づけようとする意図をもっているが、これもドゥオーキンの「法命題」を「規範命題」の一種とみなすものであろう。

(17) ドゥオーキンは、一般的な法命題の例として「法によれば (the law is) 医者はその不注意によって生じた損害につき有責である」、「法の規定によれば (the law provides) 人はその好む者に財産を遺贈する権利を有する」、「法の原理によれば (it is a principle of the law) 人は自分の不法から利得してはならない」といった命題を挙げている。Dworkin, Introduction to The Philosophy of Law (ed. Dworkin), 1977, p.2. また個別的な法命題の例としては「AとBとの間の契約は有効 (無効) である」、「Cはその不法行為について有責である (ない)」、「Dの行為は犯罪である (ない)」といった形式の命題を挙げている。Cf. Dworkin, Is There Really No Right Answer in Hard Cases?, in: do., A Matter of Principle, 1985, pp.119-120. これらの命題がいずれも義務文あるいは当為文の形式に本質的な変更を加えることなく変形できることは明らかであろう。また個別的な法命題の場合でもそれは直ちに指令を意味するわけではない。なお、一般的法命題の例においては「法 (the law)」が言及されており、これがこれらの法命題の正当化の文脈を示唆しているが、それは法命題を根拠づける実定的な個々の法 (laws) を指しているのではなく、それら法命題の法的当為性を表現するものとして理解されよう。

(18) Dworkin, Law's Empire, 1986, pp.3-6, 11.

(19) 実証主義的法理論における「法命題」についての議論はケルゼンの「法命題 (Rechtssatz)」の議論に由来する。その扱いは『ケルゼン』Kelsen, Reine Rechtslehre, 2. Aufl., S.73-77; H.L.A. Hart, Kelsen Visited, in: UCLA Law Review, Vol. 10, 1963; Raz, Legal Validity (「法的妥当性」)『ケルゼン』を批判的に検討するものとして、井上達夫「規範と法命題 (四・完)」八二—一二〇頁参照。また「ケルゼンの実証主義に近い立場を採るラズは、こうした「法の根拠」の範囲をどの程度に承認するかに応じての法理論の差異を、「源泉テーゼ」、「編入テーゼ」(ハートなど)、「整合性テーゼ」(ドゥオーキン)として区別し、「源泉テーゼ」を擁護している。Raz, Authority, Law, and Morality, in: The Monist 68, 1985 (深田三徳訳「権威・法・道徳」『権威としての法』)参照。他方、ドゥオーキンは法の根拠を確定された意味基準に限定する見解を「意味論的理論 (semantic theory)」と呼び、実証主義だけでなく、自然法論もリアリズム法学もこれに含めている。Dworkin, op. cit., pp.31-43.

(20) Dworkin, op. cit., p.3.

(21) Cf. M. Dummett, Truth, in: do., Truth and Other Enigmas, 1978, pp.1-24 (藤田晋吾訳「真理」『真理という謎』一一四—一四三頁); do., Realism, in: Truth and Other Enigmas, pp.145-165 (「実在論」『真理という謎』九三—一二七頁)。

- (23) Dworkin, Is There Really No Right Answer in Hard Cases?, pp.119-120, 138, 144. なお「権利テーゼ」については Dworkin, Taking Rights Seriously, 1977 (木下・小林・野坂訳『権利論』)。
- (23) Cf. Dummett, op. cit., pp.15-18 (前掲訳書二八―三二頁)。
- (24) Cf. Dummett, op. cit., pp.23-24 (前掲訳書四二―四三頁)。なお、ダメットの意味理論および真理理論について、野本和幸『現代の論理的意味論』一四六―一五二頁参照。ダメットの反実在論によれば、命題は真か偽であると決まっているわけではなくから、二値性のテーゼはしりぞけられ、したがって排中律もつねに妥当するわけではなくなる。これは「直観主義論理」のひとつのテーゼであるが、これについては、たとえば野矢茂樹『論理学』(一九九四年)第四章を参照。
- (25) Dworkin, Introduction to The Philosophy of Law, p.8; do., Is There Really No Right Answer in Hard Cases?, pp.137-145.
- (26) Cf. D. Davidson, Truth and Interpretation, pp.17-75 (『真理と解釈』二―七二頁)。
- (27) Davidson, A Coherence Theory of Truth and Knowledge, in: Truth and Interpretation: Perspectives on the Philosophy of Donald Davidson (ed. E. LePore), 1986, pp.307-319 (丹治信春訳「真理と知識の斉合説」『現代思想六』一九八九年一七二―一八九頁)。なお、デイヴィッドソンの意味理論および真理理論については、野本前掲書一三二―一四五頁参照。デイヴィッドソンの整合説をプラグマティズムに引き寄せて理解するものとして、R. Rorty, Pragmatism, Davidson, and Truth, in: Truth and Interpretation: Perspectives on the Philosophy of Donald Davidson, pp.333-355 (富田恭彦訳「プラグマティズム・デイヴィッドソン・真理」『自由と連帯の哲学』一九八八年二一七―二八一頁)。ローティはデイヴィッドソンの整合説を、自然科学を範型とする真理観を客観性観を批判するものとして理解し、彼自身は客観性を「強制によらない合意」と捉えている点で興味深い(富田訳「連帯としての科学」『自由と連帯の哲学』一―三二頁参照)。
- (28) Dworkin, Introduction to The Philosophy of Law, p.9.
- (29) Cf. Davidson, A Coherence Theory of Truth and Knowledge, pp.308-309, 314-319 (『真理と知識の斉合説』一―七、一八〇―一八六頁)。
- (30) Cf. Dworkin, Is There Really No Right Answer in Hard Cases?, pp.143-144; do., Law's Empire, pp.254-257.
- (31) Cf. Dworkin, Law's Empire, pp.225-275.
- (32) ドゥオーキンの与えようとする理想的な法理論が「独白的 (monologisch)」で「独我論的 (solipsistisch)」であることを

批判については、たとえば、vgl. Habermas, *Faktizität und Geltung*, S.272-276. また、ドゥオーキンの最近の法理論に「帝国主義的リーガリズム」のきらいがあるものとして、たとえば、田中成明「法的思考についての覚え書」『法的思考の研究』五五〇頁。

(33) Dworkin, *Law's Empire*, pp.189-190.

(34) フェミニズム運動の歴史を例にとつて、制度的に抑圧されている社会的平等が法的政治的議論を通して当事者自身によって具体的に実現されていくプロセスを「承認闘争」のプロセスとして理解するものとして、vgl. Habermas, op. cit., S.504-515.

(35) ドゥオーキンにとっては、諸原理のセットとしてのあるいは統合としての法はその特定の法共同体に相対的である。したがって、共同体の特定性を視野に入れない普遍主義的な正義理論（たとえばロールズのそれ）は、ドゥオーキンの描く「内的視点」からの理想的な法理論を与えるものではない。この意味でドゥオーキンは、特定の法共同体への「忠誠 (fidelity)」の原理として、「友愛 (fraternity)」あるいは「共同体 (community)」を強調する。Dworkin, op. cit., pp.190-216. また、「批判法学 (Critical Legal Studies)」が英米の法共同体には相対立し共同体を分裂させるような法原理が含まれており、ドゥオーキンの「統合としての法」はこれを隠蔽するという批判に対して、ドゥオーキンはこれは「競争 (competition)」と「矛盾対立 (contradiction)」とを混同するものだと答えている。Dworkin, op. cit., pp.271-275. 「批判法学」のドゥオーキン批判としては、たとえば、A. Hunt (ed.), *Reading Dworkin Critically*, 1992.

(36) 統制的理念として理解された理想的合意説は、このような機能の点では、實在論的対応説と等価であると思われる。もっとも、対応説が現在点での真理を志向するのに対し、理想的合意説は無遠慮点での真理を志向するという性格をもつといえるかもしれない。現時点での真理が切実な関心であるかぎり、対応説は理想的合意説に還元されない意義をもつだろう。なお、歴史や差異の意義を強調する立場からの理想的合意説に対する批判としては、たとえば、A. Wellmar, *Ethik und Dialog*, 1986; N. Rescher, *P pluralism*, 1993. また、共同体主義の観点から、歴史的社會に相対的で整合的な認識の可謬性の根拠として實在を理解する対応説を説くものとして、A. MacIntyre, *Whose Justice? Which Rationality?*, 1988, pp.349-369.

おわりに

本稿の議論を箇条書き的に簡単にまとめておこう。第一に、規範を語用論的にであれ意味論的にであれ指令とみなす見解は、規範が端的な指令と異なって間接的にであれ本質的に正当化の問題に関わることを適切に説明しえないという点で、規範の規範性を的確に捉えるものとはいえない。規範が指令として使用されたりあるいは指令を表現したりする場合でも、その指令は正当化の責務と結びついた規範的判断の性格をもつものと理解される。ちなみに、このような規範的指令として理解するかぎりでは、規範の規範的機能についての指令説的用語（命令、禁止、許可、授権など）は維持されうるだろう。第二に、規範を規範的事態を記述し真理値をもちうる命題として理解する意味論の見解は、規範が間接的にであれ本質的に正当化の問題に関わることを示すもので、適切であると思われる。しかしさらに、規範とその正当化とのこの意味論的関連は、規範的言明という語用論的レベルにおいて捉え返されることによつて、社会的コミュニケーションに位置づけられなければならない。第三に、このようにみると、規範的指令も妥当する規範も規範的言明という形式で理解されえ、対応する規範命題の真理性の主張と根拠づけという語用論的構造において捉えられうる。最後に、規範の真理性についての対応説的な理解は、意味論的な整合説的理解と関連づけられねばならないと同時に、その真理性が社会的コミュニケーションにおいて実践的な力をもつためには、合意説的な理解との間での緊張関係におかれなければならないと思われる。

以上は規範に関する様々な議論のうちごく一部についての本稿なりの暫定的な帰結にすぎない。本稿は、それぞれの議論の多様でかつ多岐にわたる論点や理論的含みについて、十分な検討と展開を与えたものではもちろんない。の



みならず、規範に関してはさらに、規範とくに法規範の分類、規範体系、規範と手続、規範および手続の体系としての法体系、法規範ととくに道徳規範との区別と関連、規範の社会的機能、規範的—実践的推論ないし議論、規範論理等々、多くの問題がある。ここでは、規範の意味論的側面と語用論的側面を多少とも統合的に理解する方向へ足掛ができたとすれば、それで満足しなければならない。とはいえ、最後になお二つの点について簡単に触れておこう。

第一に、とくに法律条文に現れる定義や分類に当たる文をどう理解するかという問題である。これについては二つの考え方がありうる。ひとつは、これらの文はそれ自体では規範ではなく、他の本来の規範の要件の一部を詳細に規定するものであり、それに組み込まれてはじめて十全な意味と機能を獲得する従属的な文である、とするものである。<sup>(1)</sup> この見解は、これらの文の意味と機能を規範体系の文脈に依存させる点で「全体論」的な性格をもつといえる。

しかし、たとえば定義文「AはBをいう」はひとつの規範的文脈におかれた場合、その文脈においては「AはBとみなされるべきである」という当為を含意しうる。そこで、エコフらは、こうした文をそのような当為文 (A soll als B gelten) に変形可能なもの、それ自体で規範を述べるものとみなしている。さらに、彼らは規範としての指令や授權も本質的な変更を加えることなしに同様の形式に変換できるとする (Bに「命じられている」や「授權されている」を代入することによってえられる<sup>(2)</sup>)。たしかにこの考え方によればすべての規範文とみなしうる文は当為文の形式に変換でき、たとえば規範的文脈におかれた指令文が、文形式としては指令文でも、実質的には当為性をもつ規範文として理解されるべきである事情を説明しうるかもしれない。しかし、それらの文がそのように理解されうるのは、それが規範的文脈におかれた場合だけであり、その文自体の振る舞いによるものではないであろう。

第二に、本稿は規範そのものをどのように理解するかという問題に関わってきたが、このことは法的—実践的問題はつねに規範的に処理されるべきだという主張をなすものでももちろんない。ルーマンの言い方を借りれば、問題の

規範的処理は、認知的処理とならぶひとつの方法に他ならない。<sup>(3)</sup>したがって、問題処理の観点からみれば、規範はそれに部分的に関与しうるにすぎないだろう。<sup>(4)</sup>本稿では、規範的言明の機能をそのいわば発話内行為のレベルで（規範的指令ないし規範的言明として）みてきたが、<sup>(5)</sup>右の観点からすれば、規範的言明をいわば発話媒介行為のレベルでみることも可能であろう。この場合、規範文を使用する規範的言明が別の意図においてあるいは別の効果をもって発話される現象が考察されうる。たとえば、かつてのアメリカー・リアリズムにおけるように、法律家の規範的言明を裁判の帰趨に関する蓋然的予測を述べるものとして解釈するとか、<sup>(6)</sup>あるいはメタ倫理学的情緒説におけるように、規範的言明を発話者の情緒の表出として解釈するとか、<sup>(7)</sup>あるいは法的交渉において現にみられるように、規範的言明においてそれに含まれる規範命題の真理性を主張し、そこに含まれる行態ないし事態の実現を求めるのではなく、あるいはそれよりも、規範的言明がそれとは別の意図（たとえば相手を交渉のテーブルに引き出す、交渉を有利に進めるなど）のための道具として、いわば戦略的に利用される場合など。これらのうち前二者は規範的言明の理解そのものとして問題があるが、最後のケースは現に行われている事実である。とはいえ、この場合でも、そのような規範文使用がそうした道具として役立つのは、その規範命題の意味論的意味、そしてその規範的言明の発話内的趣旨が、少なくとも相対的に自律的であるからであろう。そのかぎりで、そのような規範文使用はある自律的な規範的世界を現前させ、そのような世界に関与することになる。たしかにそのような世界そのものが道具的に利用されうるが、しかもし全体が戦略的道具としてしか使用されないとすれば、道具としてすら存立しえないだろう。このかぎりでもその世界にはたんなる戦略的道具とはみなしえない部分があるのだと思われる。

(1) Vgl. Kelsen, *Reine Rechtslehre*, 2. Aufl., S.58f.

- (2) T. Eckhoff und N.K. Sundby, *Rechtssysteme*, 1988, S.45-48.
- (3) Vgl. N. Luhmann, *Rechtssoziologie*, 1972 (村上・大本訳『法社会学』四七一-六三頁).
- (4) 紛争処理過程における規範的要素の役割あるいは当事者の規範使用の様態などについて、和田仁孝『民事紛争交渉過程論』(一九九一年)三七-四八頁、同『民事紛争処理論』(一九九四年)四二-五三頁参照。
- (5) 規範的指令や規範的言明が一定の発話内の趣旨をもつものとして現れるのは、もちろん一定の制度的文脈においてである。発話内行為と制度との関係については、たとえば、cf. Searle, *Speech Acts*, pp.50-52.
- (6) Cf. K.N. Llewellyn, *A Realistic Jurisprudence: The Next Step*, in: *do.*, *Jurisprudence*, 1962, pp.21-23.
- (7) 情緒説については、A.J. Ayer, *Language, Truth and Logic*, 1936 (吉田夏彦訳『言語・真理・論理』第六章)。なお、情緒説の規範理論は規範を発話媒介行為のレベルで捉えるものであり、規範の規範性を説明しえないとして批判するものとして、井上達夫「規範と法命題(二)」六三一-七二頁参照。